

琵琶湖森林づくり基本計画 進行管理および基本指標等達成度に対する点検・評価シート

I : 基本施策【基本指標】

		H15(現状)	H26	H27	H28	H29	H30	R2 (長期目標)	達成率評価 (長期目標)	達成評価 (長期目標)	評価理由	審議会意見	対応方針
1 環境に配慮した森林づくりの推進													
(1) 琵琶湖の水源地の適正な保全・管理の推進	111 民有林に占める保安林面積の割合(累計)(%)	33 達成率	35 40%	36 60%	36 60%	36 60%	36 60%	38 60%	C	★★★	3項目を均等に評価し★3つとした。	意見なし	近年、台風や集中豪雨などの気象災害が頻発していることから、より一層の間伐等の森林整備の推進により多面的機能の発揮を図るとともに、保安林機能を向上させるための治山施設の整備や森林整備に努める。
	(112) 治山事業による保安施設整備割合(累計)(%) ※保安林面積に対する保安施設整備面積の割合 ※H26までの指標	49 達成率	58 57%					65					
	112 治山事業による保安施設整備面積(累計) ※H27からの指標	31,795ha 達成率		37,774ha 58%	37,945ha 60%	38,128ha 61%	38,339ha 64%	42,100ha C					
(2) 持続可能な森林整備の推進	121 除間伐を必要とする人工林に対する整備割合(%)	64 達成率	56 62%	64 71%	64 71%	60 67%	63 70%	90	B				
(3) 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進	131 下層植生衰退度3以上の森林の割合 ※衰退度3は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で強度の土壌浸食が発生する衰退度 ※現状値:平成24年度	20 達成率	- -	- -	- -	19 10%	- -	10	-				
2 県民の協働による森林づくりの推進													
県民の主体的な参画の促進	(211) 森林づくり活動を実践している市民団体等の数(団体・累計) ※H26までの指標	30団体 達成率	163団体 111%					150団体		★★★	2項目を均等に評価し★3つとした。	意見なし	-
里山の整備・利活用の推進	(221) 里山整備協定林の数(箇所・累計) ※H26までの指標	0箇所 達成率	14箇所 35%					40箇所					
(1) 多様な主体による森林づくりへの支援	211 協定を締結して整備する里山の箇所数(累計) ※H27からの指標	0箇所 達成率		169箇所 56%	200箇所 67%	222箇所 74%	230箇所 77%	300箇所 B					
(2) 県民の主体的な参画の促進	221 びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくりへの参加者数	1,583人 達成率	11,845人 91%	11,430人 88%	6,675人 51%	7,392人 57%	5,695人 44%	13,000人 D					
3 森林資源の循環利用の促進													
(1) 県産材の利用の促進	311 県産材の素材生産量(m3)	32,000m3(H20) 達成率	56,000m3 47%	54,000m3 45%	76,000m3 63%	88,000m3 73%	76,000m3 63%	120,000m3 C	★★★	達成率63%のため★3つとした。	・成熟しつつある森林資源をどう循環させていくかが大きな課題。 ・県と市町、森林関係組織が一体となって、県内で木材を利用し、6次産業化に取り組む必要がある。	・森林資源を活用し、川上から川下までを通じた林業・木材産業の活性化を行う林業の成長産業化を図ること、また森林や地域資源を活かした生業の創出や、関係人口の増加、そのための人材の育成を行うことなどにより、農山村の活性化に努める。	
4 次代の森林を支える人づくりの推進													
(1) 森林所有者等の意欲の高揚	411 地域の森林づくりを推進する集落数(集落) ※「地域の森林づくりを推進する集落」とは、集落ごとにそれぞれの地域に応じた森林づくりについて話し合いの場が持たれ、共通の理解のもとに森林整備が進められる集落のこと	25箇所 達成率	89箇所 89%	97箇所 97%	118箇所 118%	102箇所 102%	108箇所 108%	100箇所 A	★★★★	2項目を均等に評価し★4つとした。	意見なし	-	
(2) 森林組合の活性化	421 森林組合の低コスト施策実施面積(ha) ※「森林組合の低コスト施策」とは、高性能林業機械等を活用し、施業地の集約化や作業路網の整備等、効率的な作業システムによる高い生産性を実現し、コストを削減する取組のこと	80ha(H20) 達成率	530ha 38%	590ha 42%	664ha 47%	638ha 46%	667ha 48%	1,400ha D					

達成率の計算方法
 ①実績が単年のもの： H30実績値／R2目標値
 ②実績が累計のもの： (H30実績値－H15現状値)／(R2目標値－H15現状値)

個々の取組みの達成率の評価 A：90%以上 B：70－89% C：50－69% D：30－49% E：30%未満

基本施策・戦略プロジェクトの達成率の評価 ★★★★★：90%以上 ★★★★★：70－89% ★★★：50－69% ★★：30－49% ★：30%未満

Ⅱ：戦略プロジェクト【6年間の取り組み】

II : 戦略プロジェクト【6年間の取り組み】		H26(現状)	H27	H28	H29	H30	進捗状況	R2(目標)	達成率評価	達成評価	評価理由	審議会意見	対応方針
1 環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト	1-1 除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 ※除間伐を含む森林施業全体の面積	2,227ha	2,938ha	2,354ha	2,059ha	2,189ha	成熟期を迎える林分が増えていることから、近年、搬出間伐の割合が増加し、結果として間伐面積は減少することとなった。また事業実施に当たり、境界明確化等に多くの労力・時間を要している。今後も除間伐とともに、林地の集約化に一層取り組む必要がある。 また、平成30年度については、台風による風倒木被害が発生したことにより事業の遅滞がみられ実績が伸び悩んだ。	3,100ha	B	★★★★	4項目を均等に評価し★3つとした。	・境界の明確化が進まない間伐や木材生産量が増えない。目標年度である来年度に向け特に推進するべき。	・森林経営管理法では、放置林対策の主体が市町とされたことから、県では、市町や森林組合で組織される「森林整備協議会」に「森林情報アドバイザー」を設置し、境界明確化の支援に取り組んでいるところ。 ・今後もこの協議会を通じ、技術情報の積極的な提供や作業の進め方を助言することなどにより、さらなる境界明確化の推進に努めていく。
	1-2 境界明確化に取り組んだ森林面積(累計)	1,023ha	1,436ha	1,745ha	2,060ha	2,477ha	H27から、県・市町で構成する協議会を設置し、情報共有等を図るとともに、手引書の作成や研修会をするなど市町支援をおこない、境界明確化を図ってきたが、不在村者の増加や森林所有者の高齢化および世代交代により林地の所有者や境界の特定が以前に比べより困難になってきており、目標達成は難しい状況である。今年度からは、市町と森林組合で構成する滋賀県森林整備協議会が設立され市町が主体となった森林境界明確化を推進していく。県は、森林整備協議会と一体となって森林境界明確化の推進を支援を行っていく。	7,000ha	E				
	1-3 ニホンジカの捕獲数	14,374頭	13,950頭	16,279頭	14,601頭	13,103頭	冬季の積雪がほとんど無く、農地や里地付近への出没が減ったことから計画どおりに捕獲が進まなかった。また、台風や集中豪雨の影響により林道等現地への経過道が被災するなどの影響により捕獲活動に影響が出ている。 (平成27,28年度の捕獲目標：16,000頭、平成29,30年度の捕獲目標：19,000頭)	19,000頭	C				
	1-4 生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46箇所	57箇所	60箇所	58箇所	61箇所	緑化資材の種子配合や現地伐倒材の使用などに対する理解が進み、発注工事の9割において、生物多様性に配慮することができた。今後も、対象となる全ての工事でこうした取り組みができるよう工夫していきたい。 H29: 87%(58/67) → H30 91%(61/67)	75箇所	B				
	(R1追加) 1-5 新たな森林経営管理の仕組みに参画する市町数(累計)	0箇所	—	—	—	—	—	11市町	—				
2 多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト	2-1 活動をPRする森林づくり団体数(累計)	68団体	76団体	80団体	81団体	83団体	森づくり活動団体のネットワーク化と情報をHPで一元的に発信することにより、活動の活性化を目指す。様々な機会を通じて登録を呼び掛けたが、新たな団体は2団体に留まった。 今後、優れた活動プログラムや団体の課題解決のための情報を掲載するなど、団体の登録を促進する。	160団体	E	★	2項目を均等に評価し、★1つとした。	・意見なし	—
	2-2 琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)締結数(累計)	23箇所	23箇所	23箇所	23箇所	24箇所	平成30年度は1箇所の協定が締結できた。今後は、企業の要望に即した森林を掘り起こすとともに、企業へのPRを積極的に行う。	35箇所	E				
	(R1追加) 2-3 全国植樹祭における苗木のホームステイ・スクールステイに参加する主体数(累計)	—	—	—	—	139主体	—	280主体	—				
	(R1追加) 2-4 森林・林業・山村づくりモデル地域数(累計)	—	—	—	—	—	—	5箇所	—				
3 森林資源の循環利用促進プロジェクト	3-1 びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16施設	10施設	12施設	14施設	8施設	びわ湖材を使用し整備された木造公共施設は、4市1町で8施設(幼稚園1、保育園1、児童クラブ1、社会福祉施設2、市町施設3)で、びわ湖材が活用された。今後更に市町ほか関係機関との情報共有や連携を図りながら、公共施設へのびわ湖材利用が促進されるよう普及啓発に取り組んでいく。	20施設	D	★★★★★	3項目を均等に評価し、★4つとした。	・県内の木材需要が増えている実感が湧かない。数字が増えている業種もあるが、一般の利用者が増えていないように思う。地元で木材消費が増えるような政策に力を入れるべき。	・木材需要を増やしていくためには、製材所のほとんどが中小規模である当県の特徴を生かした、付加価値の高い製品づくりに向けた取組が必要と考えられる。 ・木製品などを活用した「木育」を進め、その価値や魅力を高めるとともに、GLTなどの新たな製品を活かした木材産業を振興することにより、木材需要の喚起につなげていきたい。
	3-2 びわ湖材認証を行った年間木材量	32,109m3	36,865m3	46,244m3	54,981m3	55,020m3	びわ湖材を取り扱う認定事業者は、平成30年度末時点で165者、認定した木材量は、55,020m3(対前年度39m3の増)となった。引き続き「びわ湖材」の普及と認証制度の理解を醸成できるよう取組を支援する。	65,000m3	B				
	3-3 木材流通センターとりまとめによる原木取扱量	10,012m3	17,818m3	31,629m3	40,193m3	44,009m3	県内各森林組合および造林公社との連携をすすめ、B材を中心にC材の取り扱いも増えたことにより、前年度より3,816m3の取扱量の増となった。今後も引き続き、需要者ニーズに安定して応えていけるよう取扱量の増、需要の開拓などの取組を支援する。	40,000m3	A				
	(R1追加) 3-4 県内の素材需要量	—	—	—	95,000m3	81,000m3	—	120,000m3	—				
4 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト	4-1 認定森林施業プランナー数(累計)	16名	24名	26名	27名	28名	森林施業プランナーの技術、知識の向上を支援しており、技量が一定水準にあることを示す資格取得の必要性の認識が高まり、平成27年度の大量合格後も着実に取得者数が増えつつある。平成30年度も1名が合格したが、目標達成に向け引き続き支援を行う。	30名	B	★★★★	3項目を均等に評価し、★3つとした。	・意見なし	—
	4-2 自伐型林業育成研修の開催数	4回	10回	7回	6回	9回	自伐型林業を目指す県民、グループに対し、森林施業を始めとした指導、支援を行っている。自伐型林業はある程度の組織基盤の前提上に活動が開始される事例が多く、新規団体の発掘は難しい中、新たな支援事業も開始したが開催回数が増えつつある。新規団体の育成は厳しい状況であるが、引き続き支援や啓発を行っていく。	15回	C				
	4-3 乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0市町	2市町	5市町	7市町	7市町	県産材を使用する食器、玩具による木育の取組を支援する木育推進事業を、3市町(長浜市、湖南市、多賀町)で実施し、ウッドスタート宣言を行った民間企業が、4店舗(栗東市、東近江市、彦根市、長浜市)で木育コーナーを設置された。また、彦根市で木育インストラクターによる研修会が開催された。今後も県内における「木育」の幅広い取組につながるよう、セミナーやワークショップの開催等により、「木育」の普及啓発を進める。	19市町	D				

達成率の計算方法

- ①実績が単年のもの： H30実績値÷R2目標値
- ②実績が累計のもの： (H30実績値-H26現状値)÷(R2目標値-H26現状値)

個々の取組みの達成率の評価 A：90%以上 B：70-89% C：50-69% D：30-49% E：30%未満

基本施策・戦略プロジェクトの達成率の評価 ★★★★★：90%以上 ★★★★★：70-89% ★★★：50-69% ★★：30-49% ★：30%未満

「琵琶湖森林づくり条例改正」骨子案に対する意見と対応案

資料3-1

番号		該当箇所	修正案・意見等	対応案
1	森林審議会	骨子案 3(1) P1,2	<p>・人工林が高齢化し、若く旺盛な林分がなくなるとあるので、植えなければならぬように感じるが、<u>全面に同じように植えるのではなく、針広混交林化、複層林化していく流れもある。県としてどちらの方向にいくのかという方針をもう少し書くべき。</u></p>	<p>・御指摘を踏まえ、伐採・再造林の促進と針広混交林化の方向性が明確になるよう記載します。</p>
2	森林審議会	骨子案 3(1) P2	<p>・スギ・ヒノキの人工林には適さない場所であっても、針広混交林化した広葉樹を利用することが可能な場合がある。<u>天然更新後は利用しないということではなく、地理的条件等が合えば広葉樹も資源として積極的に利用してもよいのではないか。</u></p>	<p>・御指摘のとおり、広葉樹も資源として利用することを記載します。</p>
3	森林審議会	骨子案 3(3) P3,4	<p>・「農山村を担う人づくりが必要である」と書かれているが、今いる人たちの中から中心となって活動する人材を育成するように読める。<u>地域外からも農山村に来ていただき、中心となって活動いただくような形で記載するほうが、将来的にはよいのではないか。</u></p> <p>・農山村地域は人が減り高齢化が進み疲弊しているのが現実。今いる人たちが中心となるとして、<u>それ以外の方にも積極的に中山間地域に関わってもらい視点を検討すべき。</u></p>	<p>・御指摘のとおり、地域内の人々だけでなく、地域外の人々にも活動してもらうことが必要であることから、地域内と都市部など外部から入って活動する人材の育成双方について記載します。</p>

琵琶湖森林づくり条例の改正について（答申）〔素案〕

1 はじめに

本報告は、新たに顕在化する課題への対応に向けた全体的な考え方を示したものであり、今後は、この考え方に基づき、具体的な取り組みに向け、条例改正の議論が進むことを期待している。

2 基本的な視点（総論）

平成 31 年 4 月に「森林経営管理法」が施行され、その財源として「森林環境譲与税」が創設された。

この法に規定される「森林経営管理制度」では、市町が主体となって適切な森林管理を図るといった新たな仕組みが規定されている。森林所有者自ら、または森林所有者が民間事業者等に経営委託し、従来の制度とあわせて放置森林の整備が進むことが期待される。

一方、近年滋賀県の森林では、激化する気象災害等を背景に、以前には事例の少なかった風倒木等の災害が発生している。戦後植栽の人工林は利用期を迎え充実しつつあり、森林の適切な管理を実施し、災害リスクの低減を図ることと同時に、資源の有効利用により林業の成長産業化を図ることが求められている。

また、農山村では過疎化・高齢化が進行し、森林所有者や林地境界が不明確になるなど、森林の適切な管理に支障を来している状況である。森林資源について、木材だけでなく森林の土地や空間も含めた複合的な利用を行い、農山村の活性化を図ることが必要となっている。

今回、条例を改正することで、喫緊に対応が必要な課題や、今後長期に渡り森林づくりに影響を及ぼす課題に対し、多方面から取組が実践され、持続的な森林経営につながっていくことが必要である。

加えて、こうした観点から、条例に定める基本理念についても、社会経済情勢の変化を踏まえ、見直しが必要であると考えます。

3 新たに対応が必要な課題について（各論）

（1）重視すべき機能や条件に応じた適切な森林づくり

・現状

本県の森林資源は、人工林を中心に利用期を迎え成熟しつつあり、この資源を活用し、林業・木材産業の活性化を図るとともに、森林整備を確保していくことが求められている。

しかし、長期に渡る木材価格の下落を背景とした林業生産活動の低迷や森林所有者の関心の薄れなどにより、森林資源は十分に活用されているとは言い難い状況である。

戦後の拡大造林政策により、今では生産に適さない場所に植栽された人工林もあり、生長や保育状態が悪く、多面的機能が十分に発揮されていない状況がみられる。

こうした人工林は皆伐すれば、近年のニホンジカ被害の激化と相まって、更新が困難となっており、植生が回復せず、土壌流出や崩壊を引き起こし、水源涵養等の多面的機能が失われると同時に、琵琶湖や下流域に甚大な被害を及ぼす恐れがある。

一方で、成熟する人工林が、現在のように生産活動として伐採されず、再造林されない状況が続けば、

森林の高齢化が進み、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。

・必要となる取組

①本県の森林における諸課題に対応するため、スギ・ヒノキ等の人工林、広葉樹林、針広混交林が、その土地条件等に合わせてバランスよく配置され、水源の涵養、災害の防止、地球温暖化の防止、木材の生産などの多面的機能が発揮される適切な状態へ誘導していく必要がある。

森林の持つ機能や土地条件等を的確に判断し、林木の生長がよく、条件の良いところ（皆伐により一時的に裸地化させても機能が損なわれる恐れが少ない災害リスクの低い林分）では生産活動を促進することで、若く活力ある森林を育てていくこと、また人工林の生育に適さないところでは、針広混交林化や複層林化を図ること等が求められるなどを通じ、適切な森林へ誘導していく必要がある。

加えて、伐採・再生林の促進により、林齢構成の平準化に取り組み、持続的な資源利用の場を確保することも必要である。また、②広葉樹林や針広混交林についても、木質バイオマスなどの資源として活用できる場合は、積極的な利用に取り組むことも必要である。

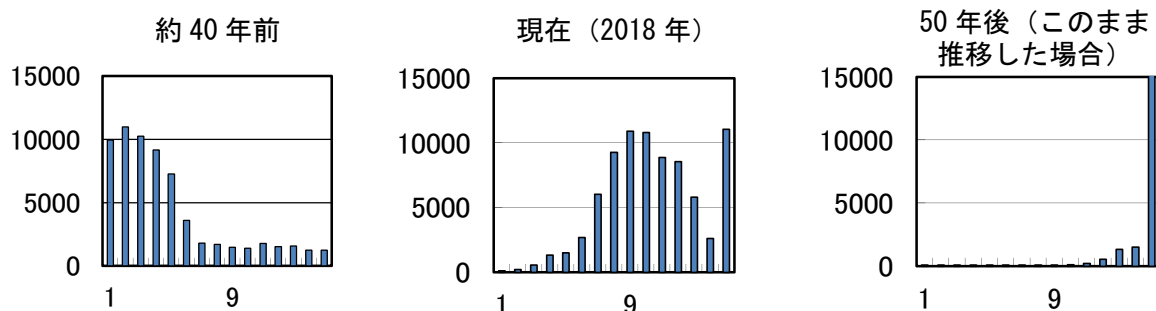
こうした取組を、県や市町、森林所有者や地域住民等の多様な主体が協働し、継続することにより、林業の成長産業化と森林の適切な管理の両立が図られるものとする。

なお、森林の持つ機能や土地条件を把握し、現地に合った伐り方、植栽樹種などを選択するためには、科学的な要因の分析等により、適切に判断することが必要である。

➤ 人工林の高齢化の現状

立地条件のよいところでは、高齢化することにより大径材となり価値が増す可能性があるが、生長が衰え病気や災害に弱くなる場合がある。また大径材は搬出利用や加工が困難な場合もあり、適寸で活用することが望ましいと考えられる。

人工林の齢級構成は以下のとおりであり、現在のまま推移した場合、50年後には若く生育が旺盛な林分はほとんどなくなり、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。



(2) 災害に強い森林づくり

・現状

近年、台風や集中豪雨といった気象災害による風倒木等の森林被害が多発している。また道路や電線など、重要なライフライン沿いで倒木が電線や通行を寸断するなど、県民生活に大きな影響を及ぼす事例が発生している。

こうした災害は人工林が放置され、高齢化し、大きく生長したことで相まって発生していると考えられ、特に斜面や脆い土質などの場所で手入れ不足等により形状比が高い林分は、倒れ、折れやすく、また災害にあった際のライフライン等への破壊力も大きい。電線や道路を寸断した場合には、停電や集落の孤立を引き起こすことから、喫緊の対策が必要である。

さらに、集中豪雨等により、土石流が溪流沿いの木を巻き込んで流下する流木災害が発生している。琵琶湖は閉鎖性水域であるため、流木が琵琶湖まで到達した場合には、外へ出ていくことはなく、漁場の破壊や水質の悪化をもたらすこととなる。

・必要となる取組

近年の気象環境の変化に対応し、ライフラインを保全する樹木の管理が必要である。災害リスクを適切に判断し、対策を実施することが必要となる。

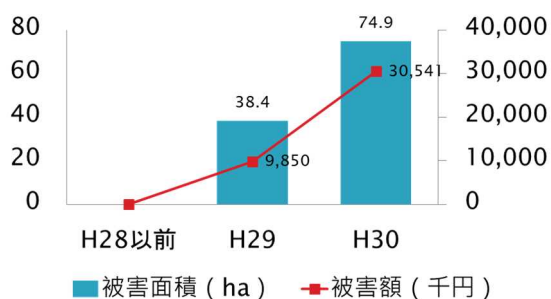
樹木の生長が悪い、手入れ不足など、保育状態が悪い場合も災害リスクが高いと判断されることから、予防的に危険木を伐採・搬出するなど、減災に資する森林整備を行うことが必要である。

流木の発生の恐れのある、溪流沿いの林分では、適切な森林整備に取り組み、流出する恐れのある危険木を溪流外に搬出するなど、減災に努めるべきである。

また、こうした対策を行うにあたっては、管理者や権利者との適切な調整や、行うべき森林整備の範囲や災害リスクの高さに応じた整備の方針などの仕組みづくりが必要であると考えられる。

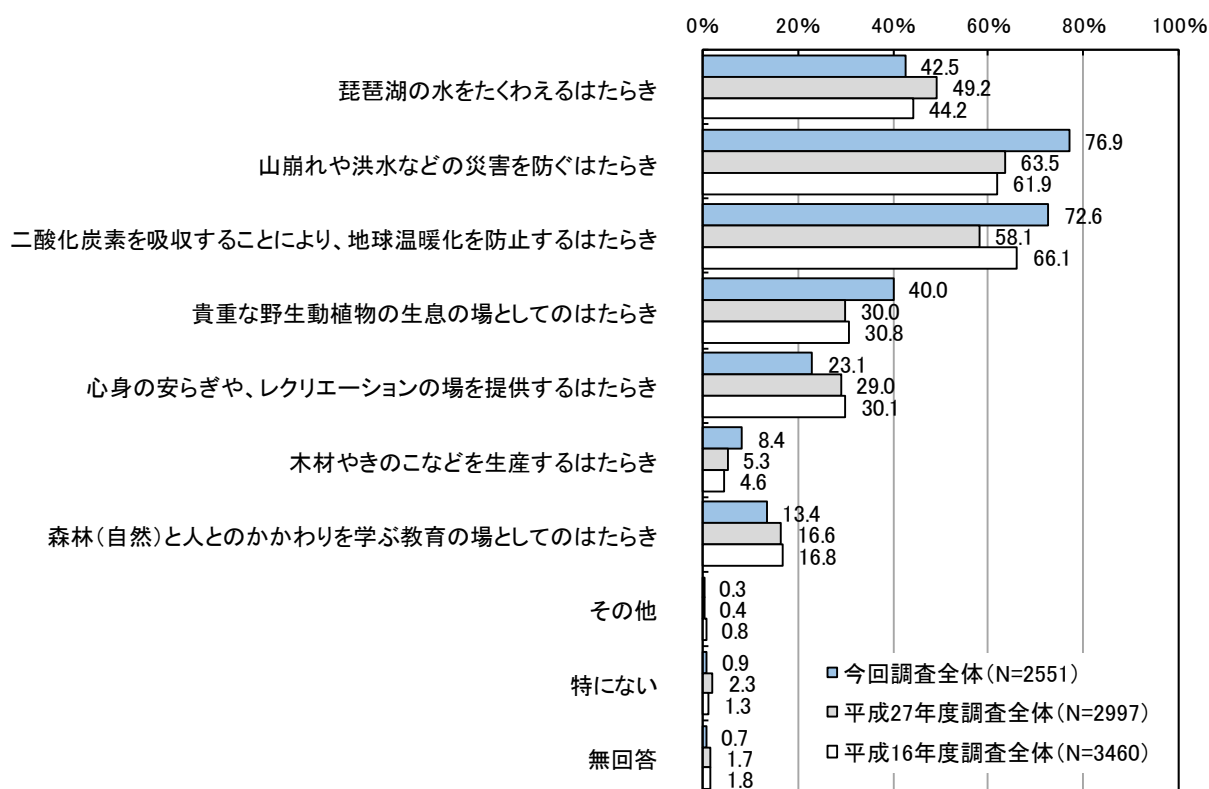
➤ 風倒木被害の現状

近年、台風や集中豪雨等による気象災害が頻発しており、昨年度には、事例の少なかった大規模な風倒木災害が発生している。リスクの高い林分での予防的な伐採など、これまでとは異なる視点での森林整備等の対策が求められている。



➤ 森林に期待する働き

令和元年7月～8月に滋賀県が行った森林づくりに関する県民意識調査（以下「意識調査」という。）によると、暮らしの中で森林に期待する働きとして、「山崩れや洪水などの災害を防ぐ働き」が76.9%で最も多く、次いで「二酸化炭素を吸収することにより、地球温暖化を防止する働き」が72.6%で多い結果となった。いずれの働きに対する期待度も、平成27年度県政世論調査、平成16年度県政世論調査と比べ、上昇している。



※ 意識調査のあらまし

調査対象：県内居住の18歳以上の男女

標本数：3,000（層化二段無作為抽出法で抽出）

回答数：1,329（回収率44.3%）

（3）森林・林業と農山村の活性化の促進

・現状

全国的に人口減少社会が到来しているが、滋賀県でも、特に山間地域において、過疎化・高齢化が進行しており、今後の人口減少が予想されている。

森林所有者の多くはその森林が存する山間地域に居住しており、地域の人口が減少すれば、森林所有者や林地境界の不明確化が一層進行する恐れがある。結果として森林の適切な管理が行われず、多面的

機能が損なわれる恐れが生じている。

同様に、森林整備等の作業を担う林業従事者も、多くが山村地域に居住しており、人口減少が進むことで、森林作業の担い手が不足することも懸念される。

・必要となる取組

農山村の集落が維持されるよう、長期的な取組が必要である。一つの考え方として、森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流を生み出すこと等により、地域の活性化に取り組むことがあげられる。

~~なお、~~こうしたことを進めるためには、農山村地域を担う人づくりが必要である。~~それぞれの地域において、~~森林資源等を活用した活性化のためには、中心となって活動する人材の育成や、地域住民全体の意欲の高揚が不可欠である。

③なお、地域内では独自の資源や魅力があっても、高齢化などで人材育成が難しい場合もある。地域外の人であっても、その地域住民と関わり、地域資源や森林の付加価値を高めることができる、経営感覚を持った人材を育成することが必要であり、それぞれの地域の実情に応じて進められるべきである。

(4) 県産材の利用の一層の促進

・現状

先に述べたように、本県の人工林資源は利用期を迎え、充実しつつあり、この資源を循環利用しつつ、林業・木材産業の活性化を図る必要が生じている。

条例第17条第1項には、県産材の利用の促進として、県産材の利用の推進その他の必要な措置を講ずることが規定されており、住宅や公共建築物の建築資材として、また机、椅子、遊具などへ県産材が活用されてきたところである。

また、条例第17条2項には、県産材の適切な供給の確保のために必要な措置を講ずることが規定されており、特に県外の合板工場など、大規模工場を軸とし、需要先に合わせた加工・流通体制の整備が行われてきた。こうした取組により、県産材の素材生産量は大きく増加してきたが、建築需要に対応する製材の供給力については不安定な状況である。

・必要となる取組

付加価値の高い建築用材を安定的に流通させていくためには、需要者（建築を行う事業者など）に信頼される体制づくりが必要不可欠である。

近隣府県の大規模工場を軸とした原木の加工・流通の体制が構築される一方で、県内では、小規模でもニーズに応じた専門性の高い製品の加工を行う製材所が存在し、複数の製材所が連携した公共建築物への納材などの取組が行われている。

需要側が求める品質、納期などに対応していく必要があるが、このためには、こうした県内の製材所や工務店など、県産材を取り巻く加工・流通の状況などの実情に対応したを踏まえ、地域や製材の規模ごとの最適な仕組みを検討すべきであるし、きめ細かな供給体制の整備を推進すべきである。

そしてこれらの体制を担う人材の育成も必要となる。

加えて、本県では2021年に第72回全国植樹祭が、2024年に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会の開催が予定されており、これらを契機と捉え、県や市町が率先して県産材を活用するなど、需要の創出に努めるべきである。

なお、県産材（製品）は県内の需要だけでなく、森林環境譲与税の創設を機に、都市部で建築される公共建築物等への木材需要にも積極的に対応する必要がある。

また、県民が県産材を使う意義について、理解を促進し、木材製品の需要拡大につなげるするツールとして、あらゆる世代を対象とした、「木育¹」の実践に努めるべきである。

（5）広域的な課題への対応

・現状

条例第15条には、「県、市町等への提案その他の活動を行うことを目的とし、地域住民、森林所有者、森林づくりに関する活動を行う団体等によって構成される組織の整備の促進に必要な措置を講ずる」ことが規定されている。

狭い範囲である流域単位において、地域主体で施策等の提案がなされ、地域の課題解決に役割を果たしてきたところである。

しかしながら、近年顕在化する課題には、ニホンジカ被害による森林の植生衰退に伴う土壌流出や水源涵養機能低下、崩壊の恐れや、台風や集中豪雨といった気象災害に伴う風倒木や流木が引き起こす琵琶湖の環境悪化や県民生活への影響など、影響範囲が広いものが増加している。

・必要となる取組

条例第15条では流域単位のみで、課題解決に向けた組織の整備に重点が置かれているが、新たに顕在化する課題が及ぼす影響範囲に応じ、適宜、学識経験者の意見を踏まえ、また地域住民や森林所有者等の多様な主体の意見を反映することができるよう、見直しを図るべきである。

また、こうした課題の解決のためには、市町との緊密な連携が不可欠である。森林整備等の事業の実施にあたっては、県と市町の適切な役割分担に基づき行われることで、より効果を発揮するものと考えられる。

¹ 木育…木材や木製品とのふれあいを通じて木への親しみや木の文化への理解を深め、木材の良さや木材利用の意義を学んでもらう教育活動

「琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)」骨子案に対する意見と対応案

資料4-1

番号	該当箇所	修正案・意見等	対応案
1 森林審議会	骨子案 4(4)、5 方針1、方針3	<ul style="list-style-type: none"> ・方針1では再造林面積を目標としているが、その前に境界を明確にしなければならない等、方針3にも関係している。 ・施策3には境界明確化の取組が書かれているが、方針3の目標に境界明確化はない。 ・<u>それぞれの取組をどこに書くかを明確にするべき。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり、境界明確化については、方針1にも方針3にも関連することから、施策について、両方に記載することとします。
2 森林審議会	骨子案 4(4) 方針1	<ul style="list-style-type: none"> ・人工林のうち一部を環境林化する計画だが、環境林と生産林に分けるのであれば、<u>将来像のところを生産林、環境林としたほうがよい。</u>生産林、環境林、天然林との記載に違和感がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘を踏まえ、将来誘導する姿については、「循環林」「環境林」とします。
3 森林審議会	骨子案 4(4) 方針1	<ul style="list-style-type: none"> ・「遠い将来」は何年後かわからず無責任感がある。<u>具体的な年数を書くほうがよい。</u> 	<ul style="list-style-type: none"> ・「50年後」とします。
4 森林審議会	骨子案 4(4) 方針1	<ul style="list-style-type: none"> ・「手間をかけなくても」の表現は打ち出す必要がないのではないかと。 ・環境林化しても、監視が必要で、防災機能を発揮するためには手入れをしないといけないので、手を加えなくてよい森林という位置づけにするべきでない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・御指摘のとおり修正します。
5 森林審議会	骨子案 4(4) 方針1	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>生産林という表現を使うと、環境はあまりフオーロシなくてよいという認識になりがちである。</u>滋賀県の森林はすべて水源林と位置付けられていることもあり、単純に環境を無視して生産を行うことはできない。例えば「生産水源林」など、水源の保全を意識した表現が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「循環林」とします。
6 森林審議会	骨子案 4(4)、5 方針1、施策1	<ul style="list-style-type: none"> ・「多面的機能」と「公益的機能」の表現が混在している。OECDでは多面的機能という表現が使われている。林野庁でも最近が多面的機能という表現が多い。どちらかに統一するべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・「多面的機能」に統一します。

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）素案の概要

資料4-2

策定の趣旨

- 第1期計画（平成17年度～令和2年度）の取組や対応すべき課題を踏まえ、森林・林業に関する具体的な施策の方向を示す。

計画の位置づけ・期間

- 計画の位置づけ：「琵琶湖森林づくり条例」第9条に基づく法定計画
※ 滋賀県基本構想や第5次環境総合計画に基づき、他の計画と調和
森林法に基づく地域森林計画と整合
- 計画期間：2021年度～2030年度（10年間）

第1期の取組結果

第1期計画の取組（平成17年度～現在）

【主な成果】

- 多面的機能の発揮のため森林整備や長伐期化を推進
- ニホンジカ捕獲等による森林生態系保全を推進
- 間伐材の搬出利用による地球温暖化防止に貢献
- 森林づくり団体など多様な主体による森林づくりが進展
- 木材流通センターを核とした県産材の生産・流通体制を整備
- 住宅や公共施設建築や木製品など様々な用途でびわ湖材を利活用
- 延べ約16万人の子どもたちへ森林環境学習「やまのこ」を実施

【主な課題】

- 引き続き境界明確化や森林整備の推進が必要
- ニホンジカの継続的な捕獲や被害対策が必要
- 森林づくり団体等が継続して活動できるよう継続した支援が必要
- 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進が必要
- 森林環境学習の継続的な実施が必要

現状と顕在化する課題

1 全国の動き

- 自然災害の頻発、森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献、森林吸収源対策としての役割の高まり、森林経営管理法の施行、ICTを活用した森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり 他

2 滋賀県における現状と顕在化する課題

- 人工林は利用期を迎え成熟する一方、伐採・再造林が進まず高齡化が進行
- 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加
- 森林づくりの基盤となる農山村地域における過疎化・高齡化の進行
- 市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進
- 林業の成長産業化に不可欠な林業就業者の確保、人材育成の推進
- 木材利用への理解を促す「木育」の推進
- 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

目指す森林づくりの方向

1 基本方向

- 琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

- 琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

3 基本方針に基づく施策の考え方 ※ 将来目指す姿を見据え、この10年間で行う施策を規定する

方針1 森林づくり …多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

琵琶湖の水を育む水源涵養等の公益的機能を持続的に発揮させるため、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行う

方針2 地域づくり …多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進

方針3 産業づくり …森林資源の循環利用による林業の成長産業化

森林資源の循環利用を促進することにより、川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を促進

方針4 人づくり …豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

森林づくりの担い手の確保・育成および次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進

基本施策

施策1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

- (1) 森林の多面的機能の高度発揮 (2) ゴーニングによる森林づくりの推進 (3) 生物多様性の保全

再造林による若く活力ある森林づくり

市町による放置林対策

施策2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

- (1) 多様な主体による森林づくりの推進 (2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

農山村の関係人口増

施策3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

- (1) 活力ある林業生産の推進 (2) 県産材の加工・流通体制の整備 (3) あらゆる用途への県産材の活用 (4) ICT技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化

施策4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり

- (1) 林業の担い手の確保・育成 (2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

森林整備のプロの育成

木育の推進

重点プロジェクト

- 計画期間の5年ごとに、重点的に実施すべき施策を重点プロジェクトとし、具体的な取組を推進 (1) 再造林促進 (2) 災害に強い森林づくり (3) 森林・林業と農山村活性化 (4) 県産材利用促進 (5) 木育活動促進

推進体制

- 財源の確保、進行管理と点検評価、実施状況の公表、関係者との連携・協力

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）
素案

令和元年(2019年)12月

滋 賀 県

目次

第1	はじめに	2
1	策定の趣旨	2
2	計画の位置づけ	2
3	計画期間	2
第2	森林・林業を取り巻く現状と課題	3
1	全国の動き	3
2	滋賀県の現状と課題	4
第3	琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括	6
1	基本指標	6
2	戦略プロジェクト	9
第4	基本計画が目指す森林づくりの方向	11
1	基本方向	11
2	基本方針	11
3	方針に基づく施策の考え方	12
第5	基本施策	17
1	多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり	18
2	多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり	20
3	森林資源の循環利用による林業の成長産業化	21
4	豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進	23
第6	重点プロジェクト	25
1	再造林促進プロジェクト	25
2	災害に強い森林づくりプロジェクト	25
3	森林・林業と農山村の活性化プロジェクト	26
4	県産材利用促進プロジェクト	26
5	木育活動促進プロジェクト	27
第7	推進体制	28
1	財源の確保	28
2	進行管理と点検評価	28
3	実施状況の公表	28
4	関係者との連携・協力	28

第1 はじめに

1 策定の趣旨

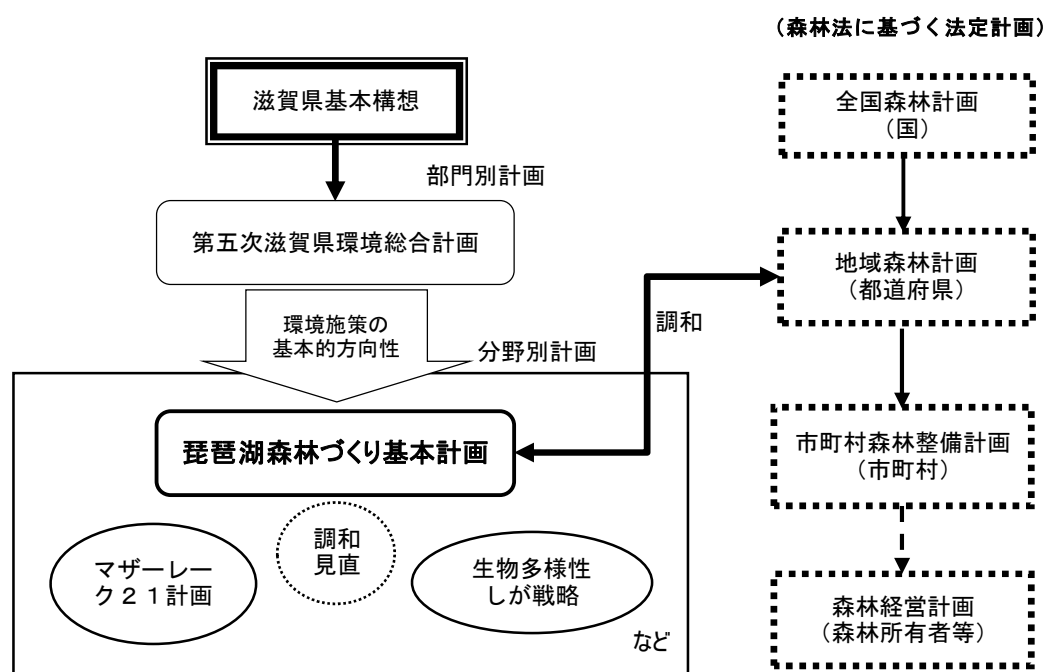
滋賀県の森林は、琵琶湖の水源涵養をはじめ、県土の保全、生物多様性の保全、地球温暖化防止、木材等の物質生産といった多面的な機能の発揮を通じて、県民の生活に様々な恩恵をもたらしている。

平成17年度（2005年度）から令和2年度（2020年度）までを期間とする第1期計画では、こうした森林の持つ多面的機能が持続的に発揮されるよう、総合的かつ計画的な施策の推進に取り組んできた。

令和3年度（2021年度）から始まる第2期計画では、第1期計画の成果とその評価や、残された課題や新たに対応すべき課題を踏まえ、今後10年間の森林・林業に関する具体的な施策の方向を示すこととする。

2 計画の位置づけ

- ・琵琶湖森林づくり条例第9条に基づく法定計画である。
- ・滋賀県基本構想（平成31年3月策定）や第5次環境総合計画（平成31年3月策定）を上位計画とする分野別計画として位置づけ、森林・林業にかかる総合的な推進を図る計画とし、他の分野別計画と調和させることとする。
- ・森林法に基づく地域森林計画との整合を図る。



3 計画期間

2021年度～2030年度（10年間）とするが、本県の森林・林業を取り巻く社会・経済情勢の変化などを考慮し、計画開始から5年目を目途に見直しを行うこととする。

第2 森林・林業を取り巻く現状と課題

1 全国の動き

(1) 自然災害の頻発

近年、全国的に自然災害が多発しており、平成30年には、7月の豪雨災害や北海道の地震災害など各地で山地災害が発生した。令和元年においても台風15号、19号などの被害により、多くの地域で山地災害、風倒木災害が発生しており、事前防災や減災に向けた「国土強靱化」の取組が必要となっている。

(2) 森林・林業・木材産業のSDGsへの貢献

2015年に国連サミットにおいて採択されたSDGs（持続可能な開発目標）は、持続可能な世界を実現するための17の目標、169のターゲットから構成されている。森林のもつ多面的機能は、SDGsの目標15（陸の豊かさを守ろう）を始め、水源涵養は目標6「安全な水とトイレを世界中に」に関連するなど、様々な目標の達成に貢献している。

(3) 森林吸収源対策としての役割の高まり

2020年以降の「パリ協定」の下でも、「京都議定書」の下で使用してきた、間伐等の適切な森林経営が行われている森林による二酸化炭素の吸収量を削減量に含める方法を用いて、温室効果ガスの排出・吸収量を計上することが認められ¹、引き続き地球温暖化対策として、森林吸収源対策が重要な役割を果たすこととなった。

(4) 森林経営管理法の施行

平成31年4月に森林経営管理法が施行され、森林の適切な経営管理について森林所有者の責務を明確化するとともに、経営管理が適切に行われていない森林について、その経営管理を意欲と能力のある林業経営者に委ねる「森林経営管理制度」が規定された。この制度は、市町村が主体となって適切な経営管理を図るといったこれまでの制度と異なるスキームとなっている。

(5) 森林環境税・森林環境譲与税の創設

森林経営管理法を踏まえ、市町村および都道府県が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税および森林環境譲与税が創設され、森林環境譲与税は森林経営管理制度の導入に合わせて2019年度から譲与が開始された。この税をきっかけに森林整備の進展だけでなく、都市部が山村地域の木材の利用等を通じて、都市住民の森林・林業に対する理解の醸成や山村の振興等につながることを期待される。

(6) ICTを活用した新たな森林管理手法やスマート林業へのニーズの高まり

国では、平成30年（2018年）6月に閣議決定された「未来投資戦略2018」に基づき、林業の成長産業化と森林の適切な経営管理の実現のため、現場における事業が円滑に進むための制度改正、先端技術の導入等による生産性の向上（スマート林業）や流通全体の効率化といった林業改革に取り組むこととしている。

(7) 再造林の低コスト化への取組

人工林の多くが本格的な利用期を迎え、主伐の増加が見込まれる中、適切な再造林の実施、造林の低コスト化及び苗木の安定供給が重要になっている。再造林の経費を圧縮する手法として、集材に使用する林業機械を用いるなどして、伐採と並行または連続して地拵えや植栽を行う「伐採と造林の一貫作業

¹ 国連気候変動枠組条約第24回締約国会議（COP24）

システム」が導入されつつある。

(8) 非住宅等への木材利用の増加

全国的に、戦後造成した森林資源が本格的な利用期を迎える中、林業の成長産業化を実現していくため、川中、川下の施策を充実させていくことが必要となっている。これまで国産材が使われてこなかった住宅部材での利用拡大、また都市における木質耐火部材の利用促進、非住宅分野を中心としたCLT等の利用が求められている。

2 滋賀県の現状と課題

(1) 利用期を迎え成熟する一方、伐採が進まず高齢化が進む人工林資源

本県の人工林資源は、その多くが利用期を迎え成熟する一方、長期に渡る林業生産活動の低迷等により、伐採・再造林が低調で推移した結果、若齢林が非常に少なく、高齢化が進行する状態となっている。このため持続的な資源確保が困難化し、また手入れが十分にされなければ災害リスクが増大し、多面的機能が損なわれる恐れもある。「伐って、使って、植える」というサイクルを通じて、森林の適正な整備・保全を続け、木材の再生産と多面的機能の持続的発揮につなげる必要がある。

(2) 頻発する台風や集中豪雨などの気象災害による風倒木等被害の増加

近年、台風や集中豪雨などの気象災害により、本県でも従来にはみられなかった大規模な風倒木災害や、風倒木が道路や電線などのライフラインを寸断するなどの、県民生活に影響を及ぼす被害が発生している。気象環境の変化等を踏まえ、災害リスクの軽減につながる森林整備等を行う必要が生じている。

(3) 農山村地域における過疎化・高齢化の進行、適切な管理が行われない森林の増加

本県でも全国同様、人口減少局面に入ったと推測されており²、特に地方の農山村の人口減少割合が大きいと予測されている。森林所有者の多くが農山村の住民であり、過疎化・高齢化が進むことにより、所有者や境界の不明確化が進むことが危惧されている。

森林資源を、木材だけでなく、特用林産物や空間の活用など、健康や観光分野にも着目し、農山村における経済循環の創出、関係人口の増加等による活性化を図る必要が生じている。

(4) 川上から川下までを通じた県産材利用の一層の促進

森林資源の循環利用に取り組み、林業の成長産業化を実現するためには、生産現場の効率化、川上・川中・川下の連携による加工・流通の合理化など、より一層の県産材利用に向けた体制づくりが必要となっている。また、県産材を住宅や公共施設、木製品や木質バイオマスなどあらゆる用途で需要を喚起し、加えて子供から大人までを対象として、木材や木製品とのふれあいを通じて、木材への親しみや木の文化への理解深め、その利用の意義を学んでもらう「木育」の取組も必要となっている。

(5) 第72回全国植樹祭を機に県民一丸となって琵琶湖の水源林を守り育てる取組の推進

全国植樹祭は、国土緑化運動の中心的な行事であり、天皇皇后両陛下の御臨席を仰ぎ、両陛下によるお手植えや参加者による記念植樹を通じて、国民の森林に対する愛情を培うことを目的として、毎年春に行われている。

滋賀県では、令和3年(2021年)に甲賀市鹿深夢の森をメイン会場として、第72回全国植樹祭が

² 国立社会保障・人口問題研究所(2018年推計)ほか

開催され、多くの県民や森林・林業関係者の関心が高まることから、この全国植樹祭開催を契機として、県民一丸となり森林づくりへの理解の醸成を進める必要がある。

(6) 市町が中心となる新たな森林経営管理制度の推進

森林経営管理法では、市町村が主体となって放置林対策を進めることとなっており、法に基づく新たな森林経営管理制度の推進を図る必要がある。

本県においても、市町が放置林整備やその準備作業を行うための体制整備などの支援を行い、制度の推進を図ることが求められている。

(7) 林業の成長産業化や森林の適切な経営管理に不可欠な林業従事者の確保、人材育成の推進

県では、林業の成長産業化に向け、森林・林業に関して専門性の高い人材の育成を行うことを目的として、2019年6月に「滋賀もりづくりアカデミー」を開設した。この中で、作業員の現場スキル向上や林業経営者としてのマネジメント能力の向上、木材流通等の知識、技術の習得に取り組んでいる。また併せて、経営管理制度を担う市町職員的能力向上にも取り組んでいる。

第3 琵琶湖森林づくり基本計画（第1期）の取組総括

琵琶湖森林づくり基本計画に定める指標の達成度（2005年度～現在）により評価した。

1 基本指標

長期目標（2005年度～2020年度：17年間）のうち現時点（平成30年度）の実績、成果と課題

（1）環境に配慮した森林づくりの推進

指標	平成15年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	平成30年度 (実績)	達成率	評価
民有林に占める保安林面積の割合(%)	33	38	36	60%	C
治山事業による保安施設整備面積(累計) (ha)	31,795	42,100	38,339	64%	C
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合(%)	64	90	63	70%	B
下層植生衰退度3以上の森林の割合(%)	20	10	19 ※H29調査	10%	E

ア 琵琶湖の水源林の適正な保全・管理の推進

- ・森林の多面的機能の持続的発揮に向け、保安林指定と治山事業を推進し、山地災害から県民の生命財産を守り、森林の保全に努めた。平成17年度～平成30年度までの間、新たな保安林指定面積は4,662haである。引き続き目標達成に向け、所有者への働きかけを行う必要がある。
- ・平成27年度には、全国的な、目的不明な森林取得の動き等を背景に「滋賀県水源森林地域保全条例」を制定し、水源林の土地取引の把握や、適正な管理を行っている。また「水源林保全巡視員」を配置し、森林被害等の情報収集や対策に取り組んだ。
- ・治山事業による保安施設整備については、厳しい財政事業の中、新たな災害発生箇所の復旧を優先し、実施してきた。引き続き計画的に治山事業を実施していく必要がある。

イ 持続可能な森林整備の推進

- ・国の補助金や県民税等を活用し、森林組合を中心に森林整備に取り組んだ。
- ・人工林は利用期を迎え成熟しつつあり、この森林資源を循環利用することにより、持続的な森林整備や資源利用の場を確保していく必要が生じている。
- ・除間伐を必要とする人工林に対する整備割合は、平成22年度には目標を達成した。しかし保育間伐から手間のかかる利用間伐の割合が多くなった結果、その後は達成率60～70%で推移している。
- ・また所有者や境界が不明瞭な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要することが課題となっていることから、一層の集約化に取り組む必要がある。
- ・さらに近年激化する台風等の気象災害により、風倒木などの災害が発生しており、この処理等も森林整備の進捗を妨げる要因となっている。
- ・林業の成長産業化を推進していくため、また生長旺盛な若い森林を作り、林齢構成を平準化していくため、主伐・再造林を推進していく必要がある。

ウ 生物多様性の保全に向けた森林づくりの推進

- ・強度な間伐による環境林への誘導や、里山の整備、ニホンジカの捕獲や被害対策、また巨樹・巨木の森の保全など、生物多様性に配慮した豊かな森林づくりを行ってきた。
- ・下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域がある。捕獲数との関連が認められることから、今後もシカの捕獲に務め、長期的に改善に取り組む必要がある。

(2) 県民の協働による森林づくりの推進

指標	平成 15 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
協定を締結して整備する里山の箇所数 (累計)	0	300	252	84%	B
びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数 (人)	1,583	13,000	5,695	44%	D

ア 多様な主体による森林づくりへの支援

- ・森林所有者や地域住民、ボランティアなどの多様な主体による森林づくりへの支援を行った。
- ・身近な自然とのふれあいの場となる里山整備については、協定を締結して整備する里山の箇所数が 252 箇所に増加するなど、保全活動が進められている。目標の達成に向け引き続き取り組む必要がある。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ・森林づくりに関する情報発信などにより、県民の理解を深めるとともに、主体的な参画の促進に取り組んだ。
- ・県民の森林に対する理解を深め、参加を促進するため、10 月をびわ湖水源のもりづくり月間と定め、イベント等の普及啓発に取り組んだ。近年 (H28 以降) は、森林山村の振興を目的として、山村地域で開催することとしたため、集客数が減少している。都市部からの集客が課題となっている。
- ・令和 3 年に滋賀県で開催される全国植樹祭を機に、県民一丸となって、「森－川－里－湖」のつながりのある本県らしい森林づくりの取組を行い、琵琶湖を支える森林づくりへの理解をより一層図る必要がある。

(3) 森林資源の循環利用の促進

指標	平成 20 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
県産材の素材生産量 (m ³)	32,000	120,000	76,000	63%	C

ア 林業活動の活性化による森林資源の活用 (川上)

- ・林地の集約化や、高性能林業機械の導入や作業道等の路網の整備により、低コスト施業を推進し、県産

材の生産体制の確保に取り組んだ。

イ 県産材の流通・加工体制の整備（川中）

- ・びわ湖材証明制度を推進し、県産材の地産地消に取り組んだ。
- ・木材流通センターの整備支援と、需給情報の調整など、センターが核となる県産材流通体制の整備を推進した。

ウ 県産材の有効利用の促進（川下）

- ・県産材について、住宅や公共施設での利用に取り組んだ。また地域での木質バイオマスのエネルギー利用や森林資源の利用にかかる研究開発への支援に取り組んだ。
- ・県産材の素材生産量は、川上～川下までの対応、すなわち生産体制や流通・加工体制の整備、また利用の促進に取り組んだ結果、着実に増加が図られ、平成 30 年度には 76 千 m³ となっている。引き続き目標の達成に向け、県産材の循環利用の促進に取り組む必要がある。

（４）次代の森林を支える人づくりの推進

指標	平成 15 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
地域の森林づくりを推進する集落数	25	100	108	108%	A
森林組合の低コスト施業実施面積 (ha)	80	1,400	667	48%	D

ア 森林所有者の意欲の高揚

- ・森林所有者や林業従事者に、森林整備等に関する情報の提供や技術指導などを実施し、林業への意欲の高揚に取り組んだ。
- ・地域の森林づくりを推進する集落数は目標に達することができ、森林所有者等の意欲の高揚につながったと考えられる。

イ 林業の担い手の確保・育成

- ・林業従事者や森林施業プランナーなどの人材育成に取り組んだ。
- ・森林組合の効率的な作業システムによる取組の指標である低コスト施業実施面積は、600ha あまりの実績となり、増加傾向にある。今後も多くの施業地で、効率的な作業が実施されるよう支援していく必要がある。

ウ 森林環境学習の推進

- ・「やまのこ」をはじめとする森林環境学習や様々な世代を対象に「木育」の普及啓発に取り組んだ。

2 戦略プロジェクト

中期目標の実績（2015年度～2020年度：6年間）のうち現時点（平成30年度）の実績、成果と課題

（1）環境に配慮した森林づくり推進プロジェクト

指標	平成26年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	平成30年度 (実績)	達成率	評価
除間伐等の森林施業を実施した森林の面積 (ha)	2,227	3,100	2,189	71%	B
境界明確化に取り組んだ森林面積（累計） (ha)	1,023	7,000	2,477	24%	E
ニホンジカの捕獲数（頭）	14,374	19,000	11,053	58%	C
生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数	46	75	61	81%	B

- ・除間伐等の森林施業を実施した森林の面積は、利用間伐割合の増加等に伴い、減少傾向にある。一層の集約化、作業の効率化等を促進する必要がある。
- ・境界明確化に取り組んだ森林面積は、増加しているものの、目標に比して低調となっている。今後は森林経営管理制度の推進を図り、市町が中心となる境界明確化を支援していく必要がある。
- ・ニホンジカの被害は、針広混交林化や再造林を進めるうえで障壁となっており、捕獲について一層の推進を図る必要がある。
- ・生物多様性に配慮した治山・林道工事の箇所数は着実に増加しており、引き続き目標達成に向け取り組む必要がある。

（2）多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくりプロジェクト

指標	平成26年度 (計画策定時)	令和2年度 (目標)	平成30年度 (実績)	達成率	評価
活動をPRする森林づくり団体数（累計）	68	160	83	16%	E
琵琶湖森林づくりパートナー協定（企業の森）締結数（累計）	23	35	24	8%	E

- ・地域住民やボランティアなどの森林づくり団体数は、100以上組織されているが、「森づくりネット・しが」への登録団体は、83団体にとどまっている。今後も活動の輪が広がるよう、様々な支援をおこなっていく。
- ・琵琶湖森林づくりパートナー協定は24箇所で締結された。今後も活動場所、受け入れ側、企業側双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要がある。

(3) 森林資源の循環利用促進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数	16	20	8	40%	D
びわ湖材認証を行った年間木材量(m3)	32,109	65,000	55,020	85%	B
木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(m3)	10,012	40,000	44,009	110%	A

- ・びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数は平成 30 年度で 8 棟であった。公共施設の建築需要にびわ湖材が的確に対応できるよう支援を行うこととする。
- ・びわ湖材認証を行った木材量は増加しており、びわ湖材認証制度が浸透している。一方で必要なときに揃わないなど、供給面での課題がある。

(4) 次代の森林を支える人づくり推進プロジェクト

指標	平成 26 年度 (計画策定時)	令和 2 年度 (目標)	平成 30 年度 (実績)	達成率	評価
認定森林施業プランナー数(累計)	16	30	28	86%	B
自伐型林業育成研修会の開催数(回)	4	15	9	60%	C
乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数	0	19	7	37%	D

- ・認定森林施業プランナー数については、研修など啓発に取り組んだ結果、着実に増加し、全森林組合で配置することができている。
- ・自伐型林業育成研修会は平成 30 年度で 9 回開催することができた。自伐型林業を推進することは森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、全域で研修会に取り組む、林業グループの活動支援を行う必要がある。
- ・木育活動は 7 市町で取り組まれた。県内市町全域で取り組むことを目標としており、民間の取り組みも含めて活動を盛り上げ、木を使うことへの理解を醸成する必要がある。

※ 達成率の計算方法

①実績が単年のもの：H30 実績値／R2 目標値

②実績が累計のもの：(H30 実績値－H15 現状値)／(R2 目標値－H15 現状値)

・個々の取組みの達成率の評価

A：90%以上 B：70－89% C：50－69% D：30－49% E：30%未満

第4 基本計画が目指す森林づくりの方向

本県の森林・林業をとりまく現状や、これまでの取組の成果や課題を踏まえ、琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念を実現するため、今後の取組の基本方針、基本方向を次のとおり定める。

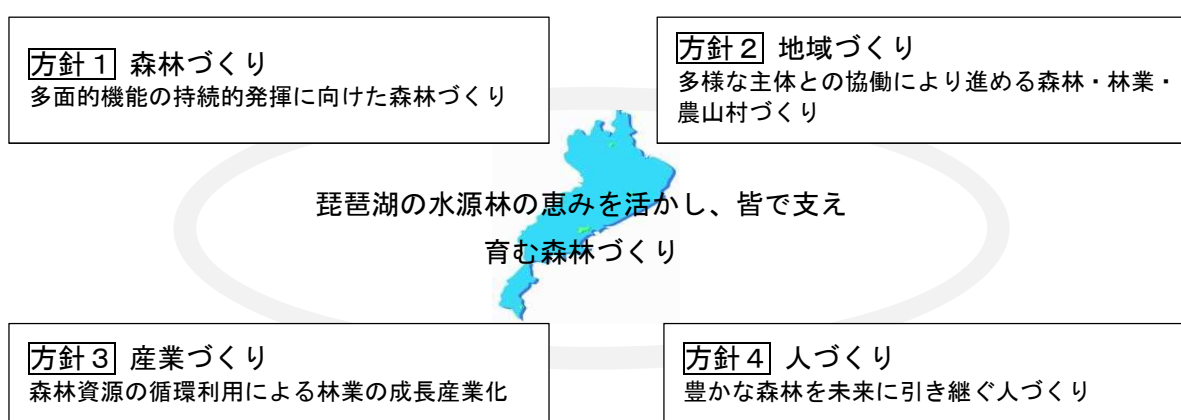
1 基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

2 基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

この基本方針に基づき、次の4つの方針を定める



※ 琵琶湖森林づくり条例に規定する基本理念（現時点の改正案）

（基本理念）

- 第3条 森林づくりは、森林の多面的機能が持続的に発揮されるよう、長期的な展望に立ち、地域の特性に応じて推進されなければならない。
- 2 森林づくりは、森林がその多面的機能により広く県民に恵みをもたらしていることに鑑み、県民の主体的な参画により推進されなければならない。
- 3 森林づくりは、森林所有者、森林組合、県民、事業者および県の適切な役割分担による協働により推進されなければならない。
- 4 森林づくりは、森林が持続可能な社会を支える基盤であり、県民生活にとって次代へ継承すべき貴重な財産であることに鑑み、森林の持つ機能や土地条件に応じた森林整備および伐採の促進、適切な更新、災害に備えた森林の管理により推進されなければならない。
- 5 森林づくりは、木材をはじめとする森林資源が再生産可能な資源であり、林業および木材産業が循環型社会の形成および持続可能な地域づくりに重要な役割を担っていることに鑑み、森林資源の環境に配慮した新たな利用その他の県内の森林資源の有効な利用を促進し、適切な森林施業の実施を確保することにより、推進されなければならない。
- 6 森林づくりは、農山村の活性化が森林の多面的機能の持続的発揮に資することに鑑み、地域資源を有効に活用し、多様な人々との交流を産み出すことにより推進されなければならない。

7 森林づくりは、持続的な森林の整備を図るに当たり、その担い手を将来にわたり確保することの重要性に鑑み、次代を担う青少年をはじめとする県民の森林の多面的機能についての理解を深め、森林づくりを支える人材の育成を図ることにより、推進されなければならない。

3 方針に基づく施策の考え方

(1) **方針1** 森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

琵琶湖の水を育む水源涵養等の^{かん}公益的多面的機能を持続的に発揮させるため、「環境林」と「循環林」を組み合わせた森林づくりを行う。また災害に強い森林づくりを推進し県民の安心・安全につなげる。

ア 目指す森林の姿 (50年後)

森林の状況や機能に着目し、重視すべき機能に応じた最適な整備を行う「適地適業」³を推進することにより、多面的機能の持続的発揮を図る。

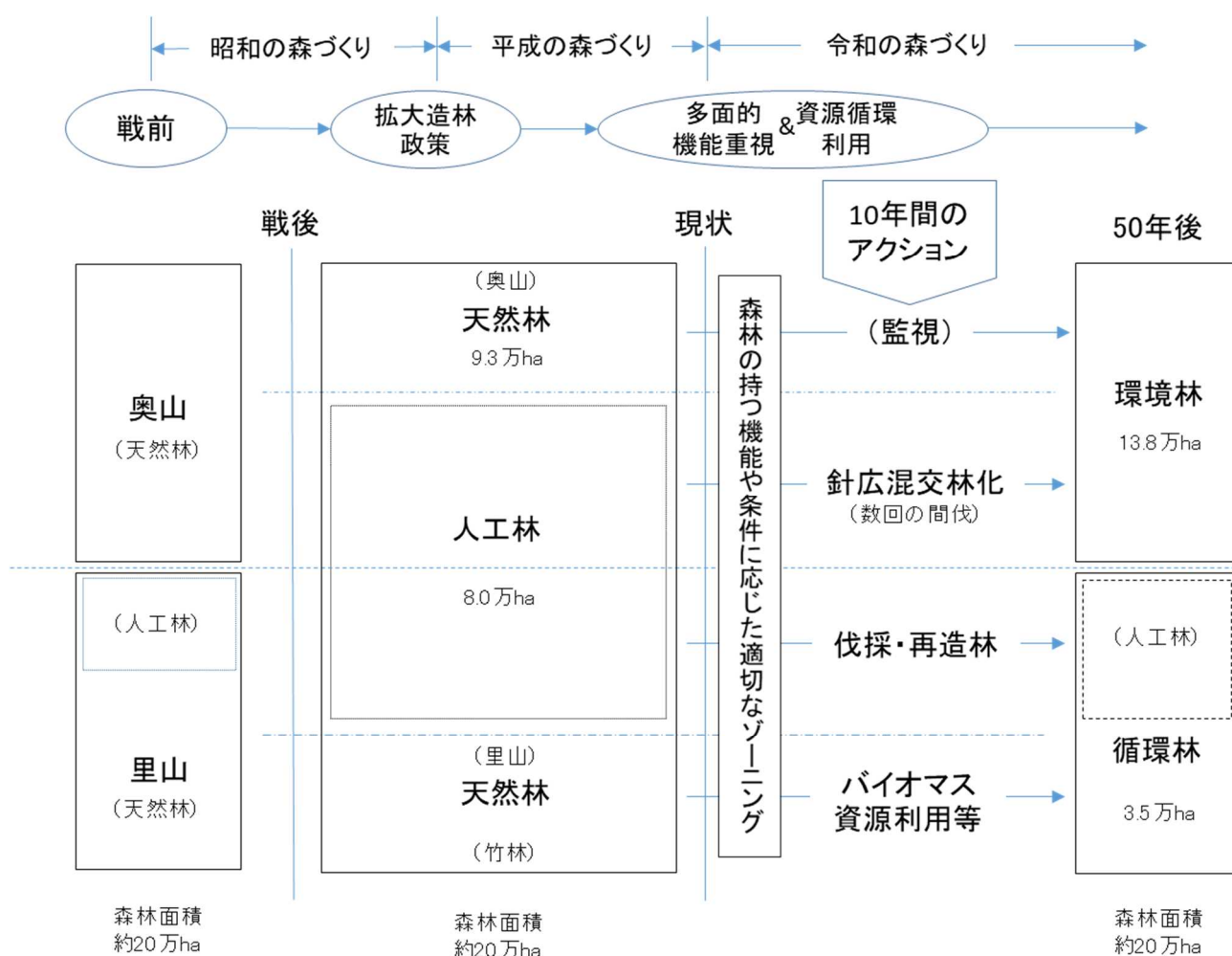


イ 各区分のイメージ

名称	イメージ	備考
生産循環林	安定した土質、災害リスクの低い立地条件のよいところ 生長がよく、適切に保育管理された林分 等 木材生産機能を重視、林業生産活動を推進	資源の循環利用を促進する森林
環境林	崩れやすい土質、人家など保全対象に近いなど、災害リスクが高いところ 適地適木となっておらず、保育状態が悪い林分 等 公益的機能を重視、針広混交林や複層林等へ誘導	手間をかけなくても自然のサイクルで維持される森林

³ [琵琶湖の保全・再生の視点に立った森林整備指針 \(平成 30 年 3 月 滋賀県\)](#)

ウ 将来を見据えた誘導の考え方



あ※ 多面的機能を発揮し、全体として資源を循環しつつ環境に配慮した森林づくりを目指す。

※ 誘導の考え方について

琵琶湖の水源林においては、収穫期を迎える人工林が多くなる中、木材資源を利用すること、**公益的多面的**機能の維持を両立させていくことが重要な課題となっている。

このためには地形、土質、土壌などの条件から、**公益的多面的**機能への影響を判断し、施業を行う必要がある。

今回、考え方の目安として、「滋賀県森林の水源涵養機能の評価⁴」に示された「林業をどこで行うのがよいか」「どこで重点的に保全すべきか」についての評価を参考に、「**生産循環林**」と「**環境林**」の遠い将来における姿を示すこととした。

なお、ここに示す数値は、一つの目安であり、実際のゾーニングにおいては、災害リスクや所有者の意向などを踏まえた詳細な検討が必要である。

⁴ 滋賀県森林の水源涵養機能の評価 (小島ら) [水利科学 No.361 2018]

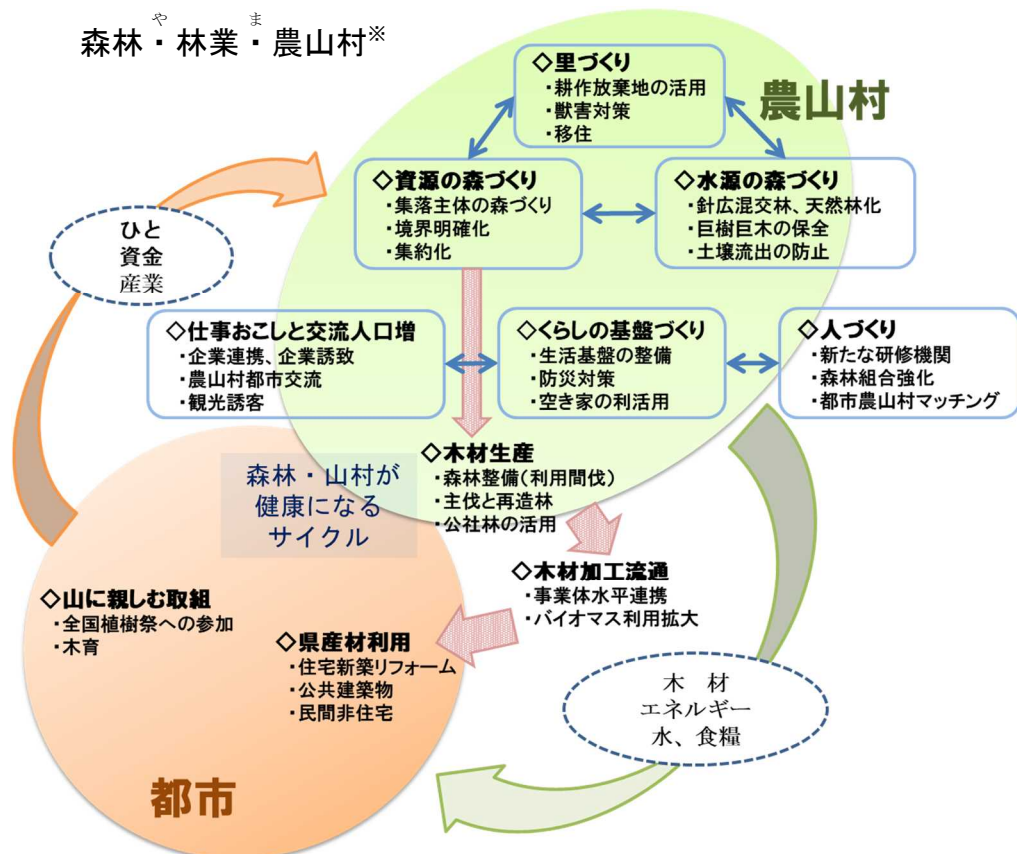
(2) **方針2** 地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり～

森林づくりへの県民の理解と積極的な参加を促し、森林づくりと農山村の活性化を一体的に推進する。

ア 目指す地域の姿

現在、農山村地域では、過疎化・高齢化により地域の森林の適切な管理が困難となっている。こうした地域が今後も持続的に森林を支えていくには、森林を活用しながら地域を維持していくための様々な基盤づくり・環境づくりが必要である。

様々な森林資源や地域資源に着目し、これを有効に活用して、地域外の多くの人々との交流を生み出すことで、地域の活性化を図る。



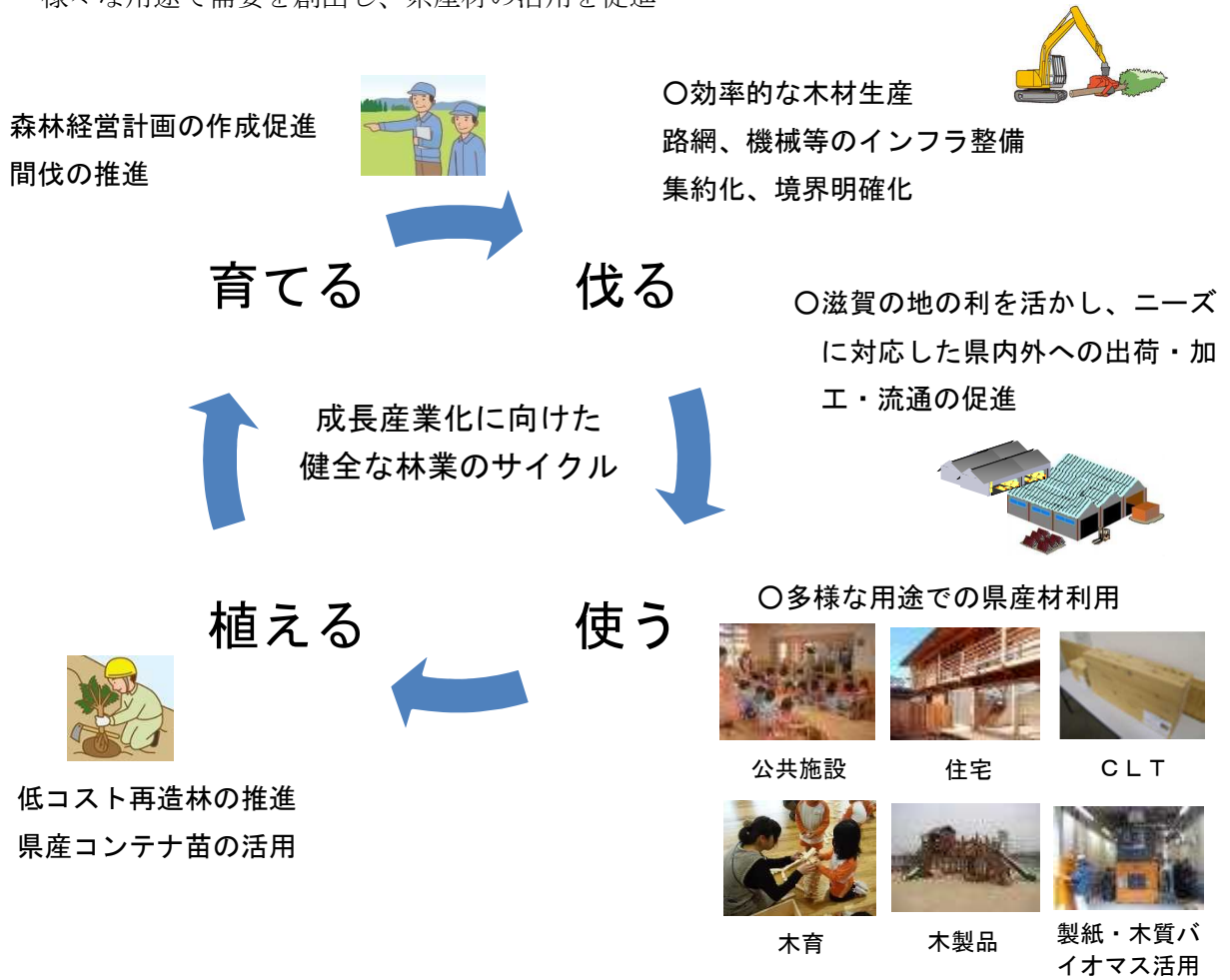
※ 森林・林業・農山村を一体的に捉え、琵琶湖を取り巻く森林・農地が適切に管理されるとともに、農山村の価値や魅力に焦点を当て、地域資源を活かしたモノ・サービスなどによって経済循環や都市や農山村との関わりをつくることで、農山村が活性化している姿。

(3) **方針3** 産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

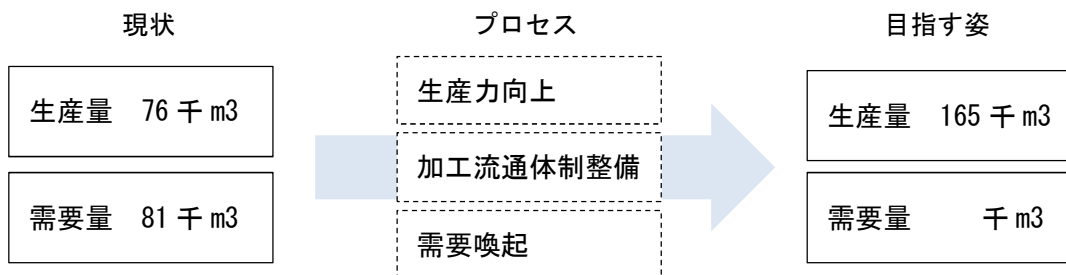
森林資源の循環利用を促進することにより、川上から川下に至る林業・木材産業の活性化を図る。

ア 目指す林業・木材産業の姿

- ・持続可能な森林経営の確立
- ・県産材の加工・流通体制の整備
- ・様々な用途で需要を創出し、県産材の活用を促進



イ 将来を見据えた誘導の考え方



(4) **方針4** 人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林づくりの担い手の確保・育成を図るとともに、次代を担う子どもたちへの森林環境学習や木育を推進する。

ア 目指す人づくりの姿

【森林・林業の担い手の確保・育成】

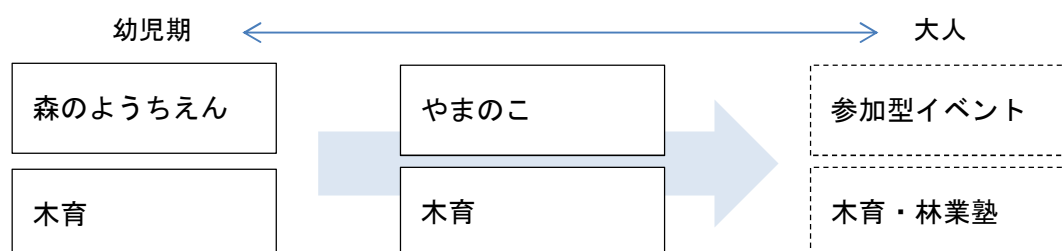
「滋賀もりづくりアカデミー」を中心的な人材育成機関とし、既存就業者の能力向上、新規就業者の人材育成、また森林経営管理制度に対応する市町職員の人材育成を行う。

【森林環境学習】

「やまのこ」をはじめとする体験型の森林環境学習を継続、着実に推進し、森林づくりへの関心や理解を深める。

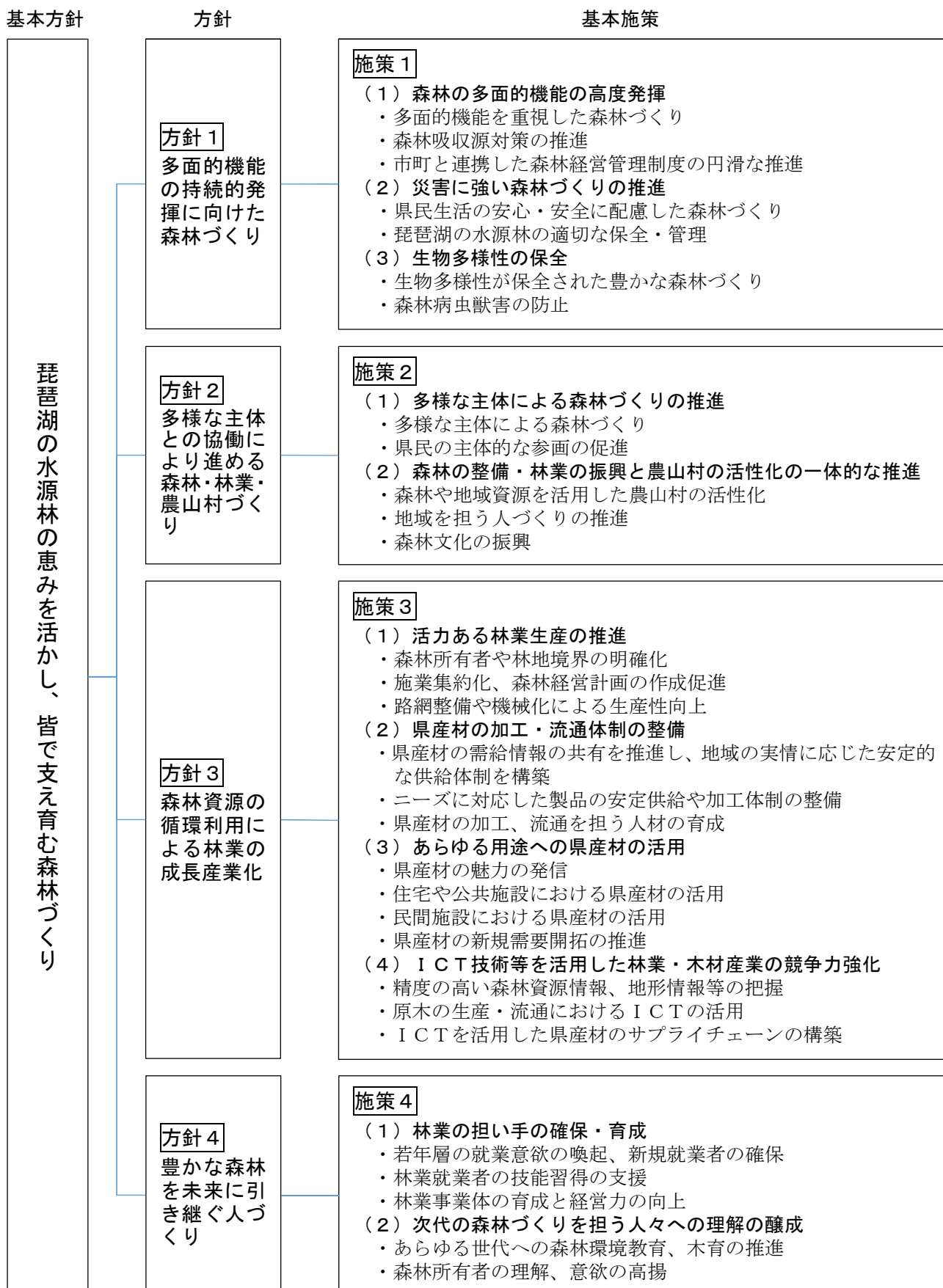
【木育】

あらゆる世代へ木育を推進し、森林の重要性や県産材を使うことの意義への理解を広める。



第5 基本施策

【基本施策の大系】



【各施策の取組】

1 多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり

森林の持つ機能や立地条件などを的確に判断し、林業生産活動を促進するとともに、生産活動に適さないところでは針広混交林化を行うなど、適切な状態への誘導を図る。

森林の整備および保全、森林に被害を及ぼしている動物の防除などの環境に配慮した森林づくりを通じて、琵琶湖の保全および再生に貢献する。

(1) 森林の多面的機能の高度発揮

ア 多面的機能を重視した森林づくり

- ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援する。
- ② 航空レーザー測量等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界明確化に努める。
- ③ 森林の多面的機能の持続的な発揮のため、森林経営計画に基づく計画的な除間伐を推進する。
- ④ 針広混交林化や複層林化など、多様な樹種や齢級で構成された森林への誘導を促進する。
- ⑤ 針広混交林への誘導手法や効果の検証など、環境に配慮した森林づくりのための調査・研究を行う。
- ⑥ 伐採・再造林の促進による適切な人工林の更新や、林齢構成の平準化を推進する。
- ⑦ 再造林に対応した種苗の生産体制の強化を図る。
- ⑧ 花粉症対策スギ、マツ材線虫抵抗性マツなど、ニーズに対応した林木育種を推進する。

イ 森林吸収源対策の推進

- ① 計画的な間伐等の実施により、森林吸収源対策を着実に推進する
- ② 伐採・再造林を促進し、吸収量の大きい若く生長旺盛な森林を育てていくこと、また伐採された県産材製品を活用することで炭素固定の推進を図る。
- ③ 森林整備により創設された吸収量のクレジットを企業などが購入し、その排出量を相殺するカーボン・オフセットの取組を推進する。

ウ 市町と連携した森林経営管理制度の円滑な推進

- ① 森林経営管理法に基づき、市町が主体となった森林の経営管理の集積や公的管理への支援に努める。
- ② 森林所有者への意向調査や境界明確化を行う仕組みの構築を推進する。

(2) 災害に強い森林づくりの推進

ア 県民生活の安心・安全に配慮した森林づくり

- ① 道路等のライフライン沿いで危険木除去や森林整備を行うため、関係者（県、市町、電力会社、電話会社、森林組合等）で調整を行う仕組みの構築を図る。
- ② 優先的に行うべき場所の設定や、モデル的な整備を行って効果を検証するなど、保全手法のための調査を実施する。

- ③ 様々な主体によるライフライン保全の取組を推進する。

イ 琵琶湖の水源林の適切な保全・管理

- ① 森林の土地の取引などの権利の移転等の情報を把握し、不適切な土地利用を監視・指導することにより、水源林の適正な管理を推進する。
- ② 「水源林保全巡視員」を配置し、森林の地形や森林被害等のデータの収集に努めることで、森林保全上の問題を把握しその対策に資する。
- ③ 山地災害危険地区等における着実な治山施設の整備に努める。

(3) 生物多様性の保全

ア 生物多様性が保全された豊かな森林づくり

- ① 自然の遷移に委ねた森林管理などにより、多様な自然生態系の保全を図る。
- ② 多様な主体による捕獲や広域的な連携による担い手の育成、先進的な捕獲手法の研究等によりニホンジカの生息密度の低減を図る。
- ③ 被害防除対策や生息環境管理対策を推進し、林木や森林土壌の保全等を推進する。
- ④ 巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全や山村文化の継承・発展などの取組を支援する。

イ 森林病虫獣害の防止

- ① ナラ枯れや野生動物による森林被害等森林病虫害獣害の防除を推進する。
- ② シカ被害等により引き起こされる恐れのある植生衰退による表土流出や、それに伴う水源涵養機能低下への対策を推進する。

【基本指標】

1-1 森林の多面的機能の高度発揮

指標	平成 30 年度 実績	令和 12 年度 (2030 年度)
除間伐を必要とする人工林に対する整備割合	63%	90%
民有林の森林経営計画カバー率	9%	15%

1-2 生物多様性の保全

指標	平成 29 年度 実績 (前回計測時)	令和 12 年度 (2030 年度)
下層植生衰退度 3 以上の森林の割合	19%	10%

注：県で実施している下層植生衰退度調査において、「衰退度 0」から「衰退度 4」までの 5 段階に区分している被害程度のうち「衰退度 3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約 10%の森林で強度の土壌侵食が発生する衰退度。（平成 24 年度に調

査を行い 180 箇所中 36 か所が「衰退度 3 以上」) (この指標については、5 年後を目途に調査を行う。)

2 多様な主体との協働により進める森林・林業・農山村づくり

(1) 多様な主体による森林づくりの推進

ア 多様な主体による森林づくり

- ① 県内各地の森林ボランティア活動等に関する情報を収集発信して、その活動をサポートするとともに、森林所有者、地域住民、市町、森林づくり団体などが連携し、活動の輪が広がるよう支援する。
- ② 森林づくり活動に取り組む企業に対し、活動場所やパートナーの紹介などの支援を行う。
- ③ 森林組合や地域、NPO など多様な主体により、地域の状況に応じて適切な森林づくりが行われるよう支援する。

イ 県民の主体的な参画の促進

- ① 滋賀県の森林の多面的機能の恩恵について、情報発信や普及啓発を行うことで、県民の森林づくりへの参画を促進する。
- ② 10 月 1 日のびわ湖水源のもりの日等の普及啓発に努め、びわ湖水源のもりづくり月間における森林づくり活動を促進する。
- ③ 琵琶湖の水源である森林の重要性が認識されるよう下流の市民団体、ボランティア等と上流の森林所有者との上下流連携による森林づくりを推進する。
- ④ 令和 3 年の第 72 回全国植樹祭の開催を通じ、森林・林業や山村に対する意識醸成と県産材の利用促進、将来を見据えた持続可能な森林づくりなど、県民が一丸となって森林を「守る」「活かす」「支える」取組を進める。
- ⑤ 緑化活動に取り組む団体と連携し、県民の緑化意識の高揚を図る。

(2) 森林の整備・林業の振興と農山村の活性化の一体的な推進

ア 森林や地域資源を活用した農山村の活性化

- ① 森林の整備や木材生産を推進するとともに、地域資源を生かした仕事おこしや都市部との交流などに取り組むことによって、定住を促進するなど、農山村の活性化を推進する。
- ② 特用林産物や森林空間の活用など、農山村地域から生み出される資源に着目した、新たな商品の開発等を促進する。

イ 地域を担う人づくりの推進

- ① 農山村の資源を活かした新たな森林、林業のビジネスが展開できる経営力のある人材の育成を支援する。
- ② 森林所有者の自発的な森林整備や生産活動を促進するため、林業研究グループや自伐型林業団体の活性化を図る。

ウ 森林文化の振興

- ① 日本林業遺産に認定された「木地師」などの林業技術や森林文化などについての情報発信などを通じて、地域の活性化に努める。
- ② 県内各地に存在する森林文化の価値を歴史的遺産として保全し、その継承に努める。

【基本指標】

2-1 多様な主体による森林づくりの推進

指標	平成 30 年度 実績	令和 12 年度 (2030 年度)
森林づくり活動の参加団体数	83	100
びわ湖水源のもりづくり月間の森林づくりへの参加者数	5,695 人	13,000 人
林業に関わる移住者数	—	20 人

注：森林づくり活動の参加団体とは、県ホームページの「森づくりネットしが」に登録された団体のこと。

3 森林資源の循環利用による林業の成長産業化

(1) 活力ある林業生産の推進

ア 林地境界の明確化や集約化の推進

- ① 効率的な森林整備のための集約化や森林組合等が行う森林経営計画の作成を支援する（再掲）。
- ② 航空レーザー測量等による精度の高い地形情報や森林資源情報を取得し、その活用による森林所有者や境界明確化に努める（再掲）。

イ 路網整備や機械化による生産性の向上

- ① 素材生産の効率化を図るため、森林組合等の林業事業者による高性能林業機械の導入を支援し、低コスト施業を推進する。
- ② 周辺環境と調和を図りながら林道、林業専用道、森林作業道等の路網の整備に努め、地域の実情に応じた作業システムに基づく効率的な素材生産を推進する。

(2) 県産材の加工・流通体制の整備

ア 県産材の需給情報の共有、地域の実情に応じた安定的な供給体制の構築

- ① 木材流通センターが核となり、需給情報の発信や出荷量の調整機能を果たし、県産材を集約して県内外の加工事業者等に向けて安定供給する体制を整備する。

イ ニーズに対応した製品の安定供給や加工体制の整備

- ① びわ湖材証明の取組を支援し、持続可能な森林経営により生産された県産材が消費者の目に触れ

る機会を増やす。

- ② 県内外の製材工場との積極的な取引により、地域のニーズに応じたびわ湖材製品の供給が行えるよう支援する。
- ③ 地域の実情に応じ強みを生かした形で加工、ストックの体制が図られるよう、県内の製材工場間の水平連携体制の構築を支援する。
- ④ 県内の製材工場が品質や規格が明らかな J A S 製品を供給できるよう、J A S 等の認定の取得を支援する。

ウ 県産材の加工、流通を担う人材の育成

- ① 木材流通センターにおいて、県内外の需要者との取引のコーディネートができる人材の育成を支援する。
- ② 森林組合等が搬出現場において、販売先のニーズに対応した伐採や効率的な仕分けが行えるよう支援する。

(3) あらゆる用途への県産材の活用

ア 県産材の魅力の発信

- ① 県産材を使用した建築物や木製品において、その機能性や環境貢献効果を明示することにより、消費者による県産材の選択的な消費につなげる。

イ 住宅や公共施設における県産材の活用

- ① 住宅や公共施設において、県産材の利用を促進する。
- ② 県自らが公共建築物等の木造化・木質化に努めるとともに、市町等へ助言を行うことで、県産材の普及を図る。

ウ 民間施設における県産材の活用

- ① 集合住宅や民間の建築物、商業施設、倉庫など、あらゆる建築物においてびわ湖材が活用されるよう、実施する主体への普及啓発に取り組む。

エ 県産材の新規需要開拓の推進

- ① 交通網が発達し、都市部とも近い本県の特徴を活かし、びわ湖材の製品が県外でも取引されるよう、業界団体と連携し、P R など販路拡大の取組を促進する。
- ② 森林資源の新たな利用方法について、製品開発や調査研究に取り組む企業等を支援することなどにより、実用化を促進する。

(4) I C T 技術等を活用した林業・木材産業の競争力強化

先進的な技術に基づく精緻な森林資源情報の把握や、原木流通情報の I C T 化等によるスマート林

業の構築に努める。

ア 精度の高い森林資源情報、地形情報等の把握（再掲）

- ① 航空レーザー測量等の精度の高い森林資源や地形情報の把握を行い、市町や森林組組合等の林業事業体と情報を供給し、林業活動に活用するための環境整備を支援する。

イ ICTを活用した県産材のサプライチェーンの構築

- ① 素材生産情報の記録や素材検収の自動化等、素材生産の効率化を支援する。
- ② 木材需要側（製材工場等）と供給側をICTでつなぎ、木材生産・流通の合理化を支援する。

【基本指標】

3-1 活力ある林業生産の推進

指標	平成 30 年度 実績	令和 12 年度 (2030 年度)
林業算出額	9.2 億円	13.8 億円
県産材の素材生産量	76,000m ³	165,000m ³

4 豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくりの推進

(1) 林業の担い手の確保・育成

ア 若年層の就業意欲の喚起、新規就業者の確保

- ① 林業労働力確保支援センターが行う雇用のマッチングなどにより、新規就業の促進を図る。
- ② 「緑の雇用事業」等を活用し、新規就業者の技術習得や労働安全衛生を推進し、雇用の定着を促進する。

イ 森林・林業に関わる総合的な人材の育成

- ① 令和元年に設置した「滋賀もりづくりアカデミー」において、専門性の高い現場技術を有する人材の育成に取り組む。
- ② 集約化や境界明確化に重要な役割を果たす森林施業プランナーの能力向上を図る。
- ③ 森林経営管理制度の推進など、森林・林業行政における市町の役割が高まっていることから、「滋賀もりづくりアカデミー」において、市町職員の人材育成を推進する。

ウ 林業事業体の育成と経営力の向上

- ① 森林組が地域の森林経営の中核的な担い手としての役割を果たせるよう組織体制の充実と人材の育成を図る。
- ② 森林経営管理制度に対応した意欲と能力のある林業経営者を育成・確保するため、経営支援や機械化の促進などの生産基盤の充実を図る。
- ③ 成熟期を迎える人工林資源の有効活用を図るため、素材生産の担い手となる技術者を育成する。

(2) 次代の森林づくりを担う人々への理解の醸成

ア あらゆる世代への森林環境教育、木育の推進

- ① 森林づくり体験や木とのふれあいの場として、既存の施設や公有林などの活用を進め、さまざまな世代の県民に、森林環境学習を進める。
- ② 「やまのこ」をはじめとする森林環境学習の取組を学校や地域の実態に応じて推進し、森林づくりの担い手を育成する。
- ③ 木のぬくもりにふれることで木材の特性やその利用の意義について県民の理解を醸成するため、様々な世代を対象に段階的に「木育」を推進する。

イ 森林所有者の理解、意欲の高揚

- ① 森林整備に対する森林所有者の意欲を高揚するため、間伐等の森林整備の重要性を普及啓発するとともに森林整備情報や技術情報の提供を推進する。
- ② 雇用・就業相談や森林管理技術の研修等により林業従事者の育成・確保を図るとともに、林業への参入や森林山村における起業などに意欲ある人々の多様な働き方への支援に努める。

【基本指標】

4-1 林業の担い手の確保・育成

指標	平成 30 年度 実績	令和 12 年度 (2030 年度)
滋賀もりづくりアカデミーで技術習得に取り組んだ林業就業者数（累計）	—	150 名

第6 重点プロジェクト

計画期間の5年間ごとに、重点的に実施すべき施策を「重点プロジェクト」とし、具体的な計画の推進を図ることとする。

1 再造林促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 立地条件の把握等に基づく生産適地のゾーニング
- ・ 原木の安定供給や、林齢構成の平準化
- ・ 伐採・造林一貫作業システム、低密度植栽など、コストを抑えた再造林技術の普及
- ・ 若く生長旺盛な森林を育てていくことにより、森林吸収源対策などの多面的機能の発揮
- ・ 県内産種苗の安定供給、生産事業者の振興
- ・ 本県森林の実情に応じた植栽や保育技術の継承
- ・ 林業生産活動が低迷する中、森林所有者の生産意欲の高揚

(2) 具体的な取組

- ① ICT等を活用した資源情報の把握等に基づくゾーニングを行う。
- ② 市町や関係機関と連携した森林所有者や境界の明確化を推進する。
- ③ 伐採・造林一貫作業や低密度植栽の実践やモニタリングを行う。
- ④ 低コスト再造林技術の普及、事業者の育成を推進する。
- ⑤ 再造林の必要性や支援制度等について、森林所有者に周知する。
- ⑥ 低コストで効果的な獣害防止技術の開発や現場への適用、普及を促進する。

【目標値】

指標	平成30年度 実績	令和7年度 (2025年度)
年間再造林面積	11.5ha	50ha

2 災害に強い森林づくりプロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 森林所有者の防災・減災に向けた森林整備への理解や意欲が向上
- ・ 県民生活に影響を及ぼす風倒木被害などが減少

(2) 具体的な取組

- ① 森林所有者や関係機関などと連携し、適切な森林管理を行う仕組みづくりを推進する。
- ② 既存情報、現場情報などによる実施個所の調査を行う。
- ③ 災害リスクなどの評価から、優先的に対策を行う場所の選定等を行う。
- ④ モデル的な事業の実施、研究機関等と連携し、整備方法や効果のモニタリングを実施する。

- ⑤ 現地の条件に合わせた整備の方針やロードマップを作成する。
- ⑥ 県、市町、森林組合等が適切な役割分担を行い、減災に資する危険木除去などの森林整備を実施する。
- ⑦ 人家や公共施設等の上流などの特にリスクの高い山地災害地区の森林について、適切な森林整備や治山対策を推進する。

【目標値】

指標	平成 30 年度 実績	令和 7 年度 (2025 年度)
ライフライン保全整備箇所数	—	25 か所

注：関係者との適切な調整のもと、予防的に伐採処理等が行われた箇所

3 森林・林業と農山村の活性化プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 農山村における森林や地域資源を活かした生業や収入源の確保
- ・ 農山村における関係人口の増加による活性化

(2) 具体的な取組

- ① 天然林資源、特用林産物、森林空間などを活かした新商品や、食品や健康、観光などの他分野と組み合わせた新たな産業を創出する「6次産業化」の取組を支援する。
- ② 県内各地の世界遺産、日本林業遺産などの森林文化等の価値を発信し、地域の魅力の向上を図る。

【目標値】

指標	平成 30 年度 実績	令和 7 年度 (2025 年度)
地域資源の活用に取り組む森林・農山村地域の数	—	15

4 県産材利用促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 県産材を取り巻く環境や実情に対応した加工・流通体制の構築
- ・ 需要に的確に対応する製品や原木の供給による県産材の市場からの信頼性の向上

(2) 具体的な取組

- ① 認証された県産材であるびわ湖材の認証を促進する。
- ② 品質やデザイン性に優れたびわ湖材製品の魅力の発信に努める。

- ③ 県内で加工や流通の強みを持つ製材工場が連携協力し、公共施設等への木材利用など、地域のニーズに応える体制の構築を支援する。
- ④ 2021年に本県で開催される第72回全国植樹祭や、2024年に本県で開催される国民スポーツ大会を契機に、公共施設等への県産材利用を推進する。
- ⑤ 住宅や公共施設、民間施設や木製品などあらゆる用途への利用を促進し、また県産材を活用した新たな製品開発を支援し、さらなる需要開拓を図る。
- ⑥ 未利用材の有効利用を図るため、木質バイオマスの製紙などのマテリアル利用やエネルギー利用等を推進する。

【目標値】

指標	平成 30 年度 実績	令和 7 年度 (2025 年度)
びわ湖材製品出荷量（原木換算）	55,020m ³	88,000m ³

5 木育活動促進プロジェクト

(1) プロジェクトのねらい

- ・ 県全域での木育の推進
- ・ 暮らしの中で木が使われ、自然と木に触れ親しむ環境の提供

(2) 具体的な施策

- ① 市町や関係団体、企業等と連携し協力して木育の場の確保を図る。
- ② PR効果の大きい企業等における木材利用、木育活動を支援する。
- ③ 木育について、専門的な知識を有し、啓発を行う指導者の育成を図る。

【目標値】

指標	平成 30 年度 実績	令和 12 年度 (2030 年度)
木育インストラクター数	—	15 人

第7 推進体制

1 財源の確保

琵琶湖森林づくり県民税および森林環境譲与税を活用し、着実な森林づくりに向けた事業に充てる。

2 進行管理と点検評価

- ・ 本計画の柔軟かつ適切な推進を図るため、「P D C A型行政運営システム（計画(Plan)－実施(Do)－評価(Check)－反映(Action)）」による進行管理を行う。
- ・ 年度毎に、事業の進行状況等を点検し、事業の効果や施策の方向性について評価する。
- ・ それらの結果を本計画等の改善に反映する。
- ・ 評価する機関は滋賀県森林審議会とし、毎年1回実施する。

3 実施状況の公表

県の森林づくりに関する施策の実施状況等は、県の広報誌やホームページ等で広く公表する。

4 関係者との連携・協力

県は、森林、林業、木材産業関係者をはじめ、幅広い関係者と連携し、一体的に取り組むことにより、本計画の推進を図ることとする。各関係者には、以下の役割を担いながら、取組を推進することが期待される。

(1) 市町

- ・ 森林経営管理制度を推進する主体であり、地域の合意形成、市町自らが行う森林経営管理等に取り組む。
- ・ 市町村森林整備計画や林地台帳の作成主体であり、森林経営計画の認定を行う主体として、森林所有者や森林組合等に対し、積極的な指導・助言を行う。
- ・ 公共建築物の発注者として、地元の木材産業から県産材を調達するなど、地域産業の活性化を図ること、市町有林を経営することなど、地域林業や木材産業を牽引する中心的な役割を担う。

(2) 森林所有者

- ・ 自らが責任をもって適切な森林管理を行うことが求められる。
- ・ 自力で森林管理を続けることが困難な場合は、森林経営管理制度も活用しつつ、市町や森林組合に経営を委託し、長期的な森林管理を行う。
- ・ 県民の主体的な参画による森林の利用や保全管理が進むよう、地域ぐるみの活動場所の提供や参加等に協力する。

(3) 関係業界・団体

- ・ 林業・木材産業の関係者は、森林組合等の林業事業者をはじめ、種苗生産、製材加工、流通、建築など多岐に渡っており、業界関係者が連携して県産材の安定供給体制の構築を図ることなど、それぞれの取引を担う各分野で、役割を担う。

- ・新たな雇用を確保し、後継者を育成する。

(4) 県民・NPO・企業等

- ・ボランティア活動等を通じた直接的な森林づくり活動や消費者として県産材を利用することなどの役割を担う。
- ・企業においては、森林管理により創設されたCO₂吸収量のクレジットを自社で発生したCO₂量と相殺するカーボン・オフセットの取組などを通じて、地域の森林づくりに貢献する。

(5) 大学、研究機関

- ・研究成果等を県民等に提供し、県民や行政と連携した適切な森林の保全や利用を促進する役割等が期待される。

琵琶湖森林づくり基本計画(第2期)において琵琶湖森林づくり県民税を充当する
施策の標準的な事業費の試算について(案)

番号	該当箇所	修正案・意見等	対応案
1 森林審議会	案 2(1)⑧、3(1) ⑧ P2,4	<ul style="list-style-type: none"> ・台風15号、19号により千葉県では大変な被害になっている。滋賀県では大きな自然災害は受けていないが、被害を受けやすいのは生活道路沿いの人工林である。 ・昔の畑を維持できなくなったため、植林され、樹齢が50～60になったところもあるが、所有者は高齢化、また離村してしまい、森林組合等が山を整備しようとしても地目等により、補助対象にならない場合がある。 ・県民税では、こうした手を付けられない場所で、ライフラインを守るため、整備に充てられるような仕組みが必要と考える。 	<ul style="list-style-type: none"> ・次期計画では、2(1)⑧に示すとおり、「県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり」を新たな取組として記載しています。
2 森林審議会	案 3(1) P3	<ul style="list-style-type: none"> ・これまでの事業費では、環境林整備事業と農地漁場水源確保森林整備事業といった間伐に使われる予算が圧倒的に多いので、もう少し説明が必要ではないか。 ・対象はどのような森林で、国事業で取り組む部分がどれくらいあって、県民税で取り組む部分はどれくらいで、どのような成果を上げているか、全貌がわかるようなものがあればよい。 ・この事業が森林の機能を発揮させるために、費用はかかるが、重要であることを示せる情報が必要。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料5-5により説明します。
3 森林審議会	案 (3)全体	<ul style="list-style-type: none"> ・県民税を充当する標準的な事業費の試算合計が税収を大きく上回っているが、今後の調整の方針はどのようなものか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・実際の事業では、税収とニーズを踏まえ、重みづけを行って調整することとします。
4 森林審議会	案 3(1)(2) P3,4	<ul style="list-style-type: none"> ・二ホンジカの対策は④に捕獲、③下層植生回復、⑥次世代森林育成など散見される。捕獲と獣害対策の防護柵の設置などは一体で実施するほうが効果が高いので、整理すべき。 	<ul style="list-style-type: none"> ・下層植生回復は土壌保全、次世代森林育成は再造林促進を目的としており、別の事業として整理しているが、事業の執行においては一体的に実施できるよう工夫します。
6 森林審議会	(参考資料) 13年間のあゆみ	<ul style="list-style-type: none"> ・「13年間のあゆみ」にはこれまでの実績が網羅的に書かれているが、一方でそれに対する評価や残された課題、第2期に向けての課題について、あまり記述されていない。 ・また基本計画の指標の達成度が低いものに対して、どう考えているか、今後どのような対策をとっていくか、取りまとめた形で記載する必要がある。また事業費に反映する必要がある。 	<ul style="list-style-type: none"> ・別添資料5-2により説明します。 ・基本計画素案では、第1期計画の総括として指標の達成度をもとに評価して結果を記載します。

森林づくりの実績、課題と今後の方向性(森林整備)

主な実績と成果

- 多面的機能のため、地域特性に応じた森林整備や長伐期化、針広混交林化を実施し、本県の森林整備を促進。

環境林整備面積(累計) 約4千ha
(H30まで)

除間伐を必要とする人工林に対する整備割合 63%(H30)

- 荒廃した里山を手入れして防災・獣害防止機能を高め、地域住民が安心して利用できる場所を提供。

里山リニューアル事業実施面積
(累計) 約1,300ha(H30まで)

- 間伐実施地では、光環境の改善や下層植生の回復等がみられ、土壌の保全や水源涵養機能の維持、生物多様性保全など、健全な森林への効果が期待される。

課題

- 森林整備を必要とする森林(人工林)が依然として多く存在。
- 保育間伐から手間や経費のかかる搬出間伐が主となりつつあり、間伐面積は減少傾向、一層の集約化や生産性向上に取り組む必要がある。

除間伐等の森林施業面積(H30)
2,189ha/目標3,100ha(R2)

- 森林所有者や境界が不明瞭な森林が増加し、境界の確認等に労力や時間を要している。

境界明確化に取り組んだ森林面積(H30)
2,477ha/目標7,000ha(R2)

- 人工林は利用期を迎え成熟しつつある一方で、林業生産活動の低迷等により森林の高齢化が進行し、持続的な資源利用に支障を来す恐れがある。生長旺盛な若い森林へ更新していく必要がある。

人工林のうち主伐による利用が可能な森林(46年生以上) 57%(H29)

- 近年激化する台風等の気象災害により、風倒木などの災害が発生しており、この処理等も森林整備の進捗を妨げる要因となっている。

自然災害による森林の被害額(H30)
30,541千円(H29の3倍以上)

今後の方向性

- 奥地等で整備が進まない人工林や農地・漁場の水源保全のため特に重要な地域において、継続的な森林整備が必要。

「環境林整備事業」「農地漁場水源確保森林整備事業」「里山防災・緩衝帯整備事業」を継続実施

- 効率的な間伐材搬出への支援が必要。

「間伐材搬出対策事業」を継続実施
※高性能林業機械導入台数
滋賀県18台/全国9,547台(H29)

- 森林の境界明確化の推進が必要。

森林境界明確化支援事業による市町への支援を実施(※譲与税活用事業)

- 主伐・再造林の促進により、林業の成長産業化に対応する木材生産を行うと同時に、若く活力ある森林の育成が必要。

「次世代の森創生事業」を継続実施し、再造林の促進について拡充

- 災害に強い森林づくりを推進するため、整備手法やリスク評価などの仕組みづくりや、減災に資する森林整備を行うことが必要。

災害に強い森林づくりのための事業を新設

森林づくりの実績、課題と今後の方向性(水源林保全等)

主な実績と成果

- 「滋賀県水源森林地域保全条例」に基づく水源林の土地取引の把握や、水源林保全巡視員を配置し、山地災害の危険地や森林被害、林地の開発状況の巡視、データ収集等、適切な管理を実施。
- 里山の整備、ニホンジカの捕獲や被害対策、また巨樹・巨木の森の保全など、生物多様性に配慮した豊かな森林づくりを行ってきた。

ニホンジカによる森林被害面積
(H30)142ha/(H26)244ha

- 再造林を行う際に獣害防止施設の設置を支援するなど、次世代の森林づくりに貢献。
- 持続可能な森林経営を促進するため、森林認証の取得への支援を実施。

森林認証取得面積(H30累計)
3,780ha/目標1,500ha(R2)
(しがの林業成長産業化アクションプラン)

課題

- 水源林の土地取引の把握や巡視員による巡視活動は、水源林保全のために有効であり、継続した実施が必要。
- ニホンジカ捕獲の実績は上がっているが、下層植生の十分な回復に至っていない。下層植生衰退度については、改善の傾向がみられる地域と、衰退度が悪化した地域がある。捕獲数との関連が認められることから、今後もシカの捕獲に努め、長期的に改善に取り組む必要がある。

ニホンジカ捕獲頭数(H30)
13,103頭/目標19,000頭(R2)

下層植生衰退度3以上の森林の割合(H29)
19%/目標10%
※県で実施する下層植生衰退度調査において、「衰退度3」は半数以上の森林で高木の後継樹が消失、傾斜地では約10%の森林で土壌浸食が発生する衰退度。

今後の方向性

- 水源林保全巡視員や地域団体による巡視活動については、継続的な実施が必要。

水源林保全対策事業を継続実施

- ニホンジカの被害は、針広混交林化や再造林を進めるうえで障壁となっており、捕獲について一層の推進を図ることが必要

ニホンジカ捕獲に関する取組を継続実施
次世代森林育成対策事業を継続実施

- 奥地にある貴重な巨木の保全など、森林における生物多様性に配慮した取組が必要

巨樹・巨木の森の保全に関する取組を継続実施

- 水源涵養機能に大きな役割を果たしている奥山等の森林の土壌を保全し、機能の維持を図ることが必要

森林の土壌保全に資する取組(下層植生回復モデル事業)を継続実施

森林づくりの実績、課題と今後の方向性(県民協働)

主な実績と成果

- 森林所有者や地域住民やボランティアなどで構成される多くの里山づくりの団体が100以上設立されるなど、多様な主体による森林づくりが進展。
- 森林づくり活動に取り組む企業に対し、活動場所やパートナーの紹介などの支援を実施。

協定を締結して整備する里山の箇所数累計(H30)
230か所/目標300か所(R2)

- 10月のびわ湖水源のもりづくり月間の普及啓発の取組により、県民の主体的な参画が促進(びわ湖水源のもりづくり月間への参加者延べ35千人以上)。

課題

- ボランティアなどの森林づくり団体のうち「森づくりネット・しが」への登録団体は、83団体にとどまっている。今後も活動の輪が広がるよう、様々な支援をおこなっていく必要がある。

活動をPRする森林づくり団体数(累計)(H30)
83団体/目標160団体(R2)

- 琵琶湖森林づくりパートナー協定は24箇所で締結された。今後も受け入れ側、企業側双方のニーズの把握、調整に努め、協定箇所を増やしていく必要がある。

琵琶湖森林づくりパートナー協定(企業の森)
締結数(累計)(H30) 24/目標35(R2)

- びわ湖水源のもりづくりの普及啓発において、近年(H28以降)は、森林山村の振興を目的として、山村地域で開催することとしたため、集客数が減少している。都市部からの集客が課題となっている。

びわ湖水源の森づくり月間の森林づくりへの参加者数(人) 5,695人/目標10,000人(R2)

- 令和3年の第72回全国植樹祭を契機として、森林づくりへの理解を深め、県民が一体となった森林づくりの推進に取り組むことが必要。

- 森林づくりを支える農山村地域は過疎化・高齢化が進行。森林や地域資源を活用して、農山村地域の活性化を図ることが必要。

今後の方向性

- 全国植樹祭を契機として、県民の森林づくりへの理解を深める取組が必要。また県民や地域の多様なニーズを捉え、市町、地域住民、NPO等の協働による活動が継続し、発展できるよう、きめ細かな支援が必要。

協働の森づくりの啓発事業(情報発信、琵琶湖森林づくりパートナー協定、滋賀県森林CO2吸収量認証制度等)を継続実施
また森林づくりに関わる県民へ、きめ細かな支援を行う取組を拡充

みんなの森づくり活動促進事業(木の駅プロジェクト推奨事業、森林・山村多面的機能発揮対策事業)を継続

- 森林や地域資源を活用して、生業を創出することや、地域外の人々と交流を生み出すなど、農山村活性化の取組が必要。

森の恵み活用促進事業を継続実施

森林づくりの実績、課題と今後の方向性(森林資源の循環利用)

主な実績と成果

- 高性能林業機械の導入や路網整備など、県産材の生産体制の整備を実施。

間伐材搬出対策事業による路網整備延長(累計)(H30まで) 約93km

- 木材流通センターを核とし、需給情報の発信や出荷量の調整を行い、県産材の流通体制の整備を促進。

木材流通センターとりまとめによる原木取扱量(H30)
44,009m³/目標40,000m³(R2)

- 認証された県産材である「びわ湖材」産地証明制度により、県産材の産地消費を促進。

びわ湖材認証を行った年間木材量(H30)
55,020m³/目標65,000m³(R2)

- 住宅や公共施設建築や木製品など様々な用途で県産材の利用を促進することで、森林整備の促進やCO₂の固定による地球温暖化防止に貢献。

- 地域での木質バイオマスのエネルギー利用や森林資源の利用にかかる研究開発への支援に取り組んだ。

課題

- 県産材の素材生産量は森林資源の蓄積増加量に比べ小さい状況。公益的機能の発揮と両立する木材の安定供給体制の整備が必要。

県産材の素材生産量(H30)
76,000m³/目標120,000m³(R2)

- 原木市場や木材流通センターを中心として、県内外の需要者へ、そのニーズに的確に応じた供給体制づくりが必要。

- 県内の製材所や工務店など、県産材を取り巻く現状に対応した加工や製品流通への支援が必要。

- 住宅や公共建築物、民間の建築物などへの利用やCLTなど新たな需要を創出することにより、県産材の一層の利用を図ることが必要。

びわ湖材を使用し整備した木造公共施設数(H30) 8施設/目標20施設(R2)

- 木に親しみ森林づくりや県産材利用への理解を促進する「木育」の取組が必要。

乳幼児に向けた「木育」に取り組む市町の数(H30) 7/目標19(R2)

今後の方向性

- 県産材の効率的な生産体制の整備が必要

間伐材利用促進への取組(地球温暖化防止対策県産材供給支援事業、間伐材搬出対策事業)を継続実施

- 公共施設や民間施設など様々な用途でびわ湖材の利用促進が必要

びわ湖材利用促進の取組(木の香る淡海の家推進事業、びわ湖材利用促進事業、びわ湖材の魅力発信、森の資源研究開発事業、未利用材の利用促進、びわ湖材産地証明事業)を継続実施

- びわ湖材製品の流通促進が必要

びわ湖材製品流通のコーディネートなど、びわ湖材の加工・流通強化への取組を新設

- 木育の一層の取組が必要

木育推進事業を継続、拡充

森林づくりの実績、課題と今後の方向性(次代の森林を支える人づくり)

主な実績と成果

- 集落会議等を通じて森林所有者へ森林整備の重要性等を普及啓発し、森林づくりへの理解や意欲の高揚を促進

地域の森林づくりを推進する集落数(H30)
108か所/目標100か所(R2)

- 延べ約16万人の子どもたちへ森林環境学習「やまのこ」を実施、次代の森林を支える人づくりに貢献。

課題

- 森林所有者への森林づくりに関する普及啓発など、意欲の高揚については、継続して取り組む必要がある。
- 自伐型林業を推進することは森林所有者の林業経営意欲の向上や森林づくりへの理解の促進に有効であることから、林業グループの活動支援を行う必要がある。

自伐型林業育成研修会の開催数(H30)
9回/目標15回(R2)

- 新規林業就業者の確保や育成、既就業者の技能向上、放置林対策等を行う市町の体制支援など、森林・林業にかかる総合的な人材育成が必要。
- 森林の働きや重要性や木材利用の意義などについて県民の理解を促進していくため、幼児から大人まであらゆる世代に対し、森林環境学習や木育を実施することが必要。

今後の方向性

- 森林所有者に対し継続して森林整備への理解を促進する必要がある

地域の森林づくりを支える森林所有者の育成を行う取組を新設

- 自伐型林業の育成を図ることが必要

みんなの森づくり活動促進事業(木の駅プロジェクト推奨事業、森林・山村多面的機能発揮対策事業)を継続(再掲)

- 新たな森林経営管理制度の推進のため、森林・林業にかかる総合的な人材の育成や、市町職員の人材育成が必要

滋賀もりづくりアカデミーによる人材の育成を実施(※森林環境譲与税対応)

- あらゆる世代に対し森林環境学習や木育を行うことが必要

森林環境学習「やまのこ」事業を継続実施
森のようちえん推進事業を継続、拡充

琵琶湖森林づくり事業の比較について（案）

H31(2019年度)事業区分	
20	陽光差し込む健康な森林づくり事業
1-1	環境林整備事業
1-2	農地漁場水源確保森林整備事業
1-4	森林環境の調査研究
	① 森林づくりのあり方調査研究
1-5	水源林保全対策
	① 水源林保全対策事業
	② 地域水源林保全活動支援事業
	③ 水源林機能保全事業
2	次世代の森創生事業
2-1	しがの次世代の森整備調査研究事業
2-2	次世代森林育成対策事業
2-3	森林認証普及拡大事業
3	森林を育む間伐材利用促進事業
3-1	地球温暖化防止対策県産材供給支援事業
3-2	間伐材搬出対策事業
	① 路網整備
	② 機械化促進
4	里山リニューアル事業
4-1	里山防災・緩衝帯整備事業
5	協働の森づくりの啓発事業
5-1	琵琶湖森林づくり県民税の用途説明
5-2	協働の森づくりに関する普及啓発
5-3	「びわ湖水源のもりの日・月間」普及啓発
6	みんなの森づくり活動支援事業
6-1	県民参加の里山づくり事業
6-2	木の駅プロジェクト推奨事業
6-4	森林山村多面的機能発揮事業
6-5	森の恵み活用促進事業
7	未来へつなぐ木の良さ体感事業
7-1	木の香る淡海の家推進事業
7-2	びわ湖材利用促進事業
7-3	森の資源研究開発事業
7-4	「びわ湖材」産地証明事業
7-6	未利用材利活用促進事業
8	森林環境学習事業
8-1	森林環境学習「やまのこ」事業
8-2	木育推進事業
8-4	森のようちえん推進事業
	湖国のみどりづくり推進事業
5-4	全国植樹祭開催準備事業
	庁内提案事業
	庁内（自然環境保全課分）
	庁内（琵琶湖センター分）

R3(2021年度)以降	
1	陽光差し込む健康な森林づくり事業
1-1	環境林整備事業
1-2	農地漁場水源確保森林整備事業
1-4	森林環境の調査研究
	① 森林づくりのあり方調査研究
1-5	水源林保全対策
	① 水源林保全対策事業
	② 地域水源林保全活動支援事業
	③ 水源林機能保全事業
2	次世代の森創生事業
2-1	しがの次世代の森整備調査研究事業
2-2	次世代森林育成対策事業
2-3	森林認証普及拡大事業（※廃止予定）
3	森林を育む間伐材利用促進事業
3-1	地球温暖化防止対策県産材供給支援事業
3-2	間伐材搬出対策事業
	① 路網整備
	② 機械化促進
4	災害に強い森林づくり事業（仮称）（名称変更）
4-1	里山防災・緩衝帯整備事業
	ライフライン等保全対策事業（仮称）ほか（新）
5	協働の森づくりの啓発事業
5-1	琵琶湖森林づくり県民税の用途説明
5-2	協働の森づくりに関する普及啓発
5-3	「びわ湖水源のもりの日・月間」普及啓発
6	みんなの森づくり活動支援事業
6-1	県民参加の里山づくり事業（※廃止予定）
6-2	木の駅プロジェクト推奨事業
6-4	森林山村多面的機能発揮事業
6-5	森の恵み活用促進事業
7	未来へつなぐ木の良さ体感事業
7-1	木の香る淡海の家推進事業
7-2	びわ湖材利用促進事業
7-3	森の資源研究開発事業
7-4	「びわ湖材」産地証明事業
7-6	未利用材利活用促進事業
8	森林環境学習事業
8-1	森林環境学習「やまのこ」事業
8-2	木育推進事業
8-4	森のようちえん推進事業
	湖国のみどりづくり推進事業
5-4	全国植樹祭開催準備事業（※廃止予定）
	庁内提案事業
	庁内（自然環境保全課分）
	庁内（琵琶湖センター分）

琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）において琵琶湖森林づくり県民税を充当する施策の標準的な事業費の試算について（案）

1 基本計画の目指す方向

（1）基本方向

琵琶湖と人々の暮らしを支える森林づくりの推進

（2）基本方針

琵琶湖の水源林の恵みを活かし、皆で支え育む森林づくり

①森林づくり ～多面的機能の持続的発揮に向けた森林づくり～

重視する機能に応じた森林づくりへの誘導（木材生産機能重視、公益的機能重視）

災害に強い森林づくりの推進

②地域づくり ～多様な主体との協働により進める森林・林業・山村づくり～

県民協働による森林づくり、森林づくりの基盤となる農山村の活性化

③産業づくり ～森林資源の循環利用による林業の成長産業化～

素材生産の強化、県内木材需要への貢献、林業産出額の向上

④人づくり ～豊かな森林を未来に引き継ぐ人づくり～

森林・林業の担い手育成、あらゆる世代や地域への森林環境育・木育の推進

2 計画期間終期（10年後）に目指す状態

※ 目指す4つの方針別に整理

（1）森林づくり

①多面的機能を高度に発揮させる森林整備

- ・森林のもつ機能や立地条件などに応じた最適な森林づくりが実践されている。
- ・多様な動植物が生息・生育する環境に配慮した豊かな森林づくりが図られている。

②森林環境保全のための調査研究

- ・少花粉スギ・ヒノキの種子生産について継続的な研究がなされ、安定供給体制が確立しつつある。
- ・環境に配慮した森林づくりに寄与する研究が実践されている。

③真に守るべき水源林の保全

- ・集落の森林への関わりが強まり、違法な開発や盗伐の早期発見、災害復旧の早期対応、木材資源の利活用、財産の保全などが行われ、森林が適切に保全されている。

④二ホンジカ対策

- ・琵琶湖の水源として重要な奥山の森林では、シカの捕獲が進み生息数が管理され、衰退した下層植生が回復しつつある。
- ・防護柵の設置、維持管理のノウハウが共有されている。
- ・狩猟・捕獲の場面多様化などによる関係人口が増加している。

⑤巨樹・巨木等多様な森林生態系の保全

- ・巨樹・巨木の森をはじめとする多様な森林生態系の保全が図られている。

⑥次世代の森林づくり

- ・森林の立地条件のよいところでは、伐採・再造林が促進され、若く活力ある森林が育成されている。
- ・再造林の増加に対応した、県産苗木（コンテナ苗）の生産供給体制が確立しつつある。

⑧県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり

- ・人家近くや県民生活に重要なライフライン沿いなどで、危険木の除去と併せた森林整備や更新が実施され、災害に強い森林づくりが推進されている。
- ・里山が適切に手入れされ、防災・獣害防止機能が高まっている

（2）地域づくり

⑨県民協働による森林づくり

- ・行政と県民をつなげる中間支援組織が、森林づくり活動に対し、きめ細かな支援を行い、県民の森林づくりへの理解や参加が図られている。
- ・県民や企業など多様な主体による森林づくりへの参画が図られている。

⑩森林づくりの基盤となる農山村の活性化

- ・都市と農山村における多様な主体による取組により、森林づくりの基盤となる農山村の維持・活性化に向けた取組が県内全域で展開されている。

（3）産業づくり

⑦間伐材の搬出・利用

- ・現場の状況に対応した路網整備や高性能林業機械による機械化が促進され、効率的な間伐材搬出が実践されている。
- ・間伐材は需要に応じて適切に仕分けされ、合理的な流通が図られている。

⑪びわ湖材利用の促進

- ・県産材の多くでびわ湖材の認証増加がなされ、住宅や公共施設、民間の非住宅などで活用され、木材の地産地消が促進されている。
- ・県内の製材所が連携・協力して建築需要等に対応し、多くの A 材が県内で加工されている。
- ・製材工場において、JAS 認定の取得が進みつつある。

（4）人づくり

⑫森林づくりを支える森林所有者の意欲の高揚

- ・森林組合の合併が進み経営界明基盤が安定し、効率的・効果的な森林経営を実現している。
- ・森林所有者の森林づくりへの理解が進み、安定的な森林整備につながっている。

⑬次代を担う人づくりの推進

- ・すべての小学4年生を対象に「やまのこ」が、継続して実施されている。
- ・様々な世代を対象に、様々な地域で森林環境学習や「木育」活動が実践され、森林づくりや県産材利用の重要性への理解が進みつつある。

3 県民税を充当する標準的な事業費の試算について

※ 単年度で必要な事業（単位：千円）、琵琶湖森林づくり事業の構成別に整理。

(1) 環境を重視した森林づくり

事業名(仮)	事業概要	実施主体	主な事業目標量	事業費	県民税
①多面的機能を発揮させる森林整備					
1 農地漁場水源確保森林整備事業	特定地域の除間伐への支援	森林組合等	200ha/年	309,000	134,000
2 環境林整備事業(奥山タイプ)	奥山の未整備森林の針広混交林化	森林組合等	100ha/年	30,000	30,000
				339,000	164,000

②森林環境保全のための調査研究

1 調査研究事業	少花粉スギ、ヒノキの開発等	県	継続調査	10,000	10,000
2 調査研究事業(研究機関)	水源かん養機能等のための調査研究	県	〃	10,000	10,000
				20,000	20,000

③真に守るべき水源林の保全

1 下層植生回復モデル事業	米原市霊仙山において、多様多層な下層植生の回復を図り土壌流出を抑えるために、モデル的に広域的な獣害防護柵を設置、点検・維持管理を行う。	県	下層植生回復の手法開発調査	R2: 20,900 R3~ 5,000	R2: 20,900 R3~ 5,000
1 集落ぐるみの森林保全	市町と連携し、集落会議において真に守るべき森林等の検討を行い、集落が主体となり森林を保全する機運の醸成、合意形成を図り、必要に応じて保安林に指定する。	県	集落ぐるみの森林保全に取り組む集落数:5集落/年	1,000	1,000
2 水源林保全巡視員の配置	既存の水源林保全巡視員に加え、新たに森林保全課に指導員を配置し、巡視員と連携して巡視の強化を図る。	県	6人/年 (882日・人/年)	13,000	13,000
				19,000	19,000

④ニホンジカ捕獲対策

1 ニホンジカ特別対策事業	市町による捕獲	市町	鳥獣保護管理計画に基づく捕獲の推進	110,000	110,000
2 シカ狩猟奨励事業	遊猟に対する助成	団体 市町		10,000	10,000
3 指定管理鳥獣捕獲等事業	県による高標高地での捕獲	県		20,000	10,000
4 ニホンジカ広域管理捕獲実施事業	県による高標高地での捕獲	県		90,000	
				230,000	130,000

⑤巨樹・巨木等多様な森林生態系の保全・活用

1 (仮)巨樹・巨木の森保全活用事業	巨樹・巨木の保全・活用に必要な経費に対して支援を行う。	県・市町	巨樹・巨木の保全新規協定本数 10本/年	3,000	3,000
2 (仮)琵琶湖水源の森保全活用事業	長浜市木之本町金居原地区をモデルとして、水源林の保全・活用を図るため環境整備、エコツアー等の企画実施を行う。	県	エコツアーの実施回数 6回/年	6,500	6,500
				9,500	9,500

⑥次世代の森林づくり

1 次世代の森推進事業	主伐と低コスト造林の促進	森林組合等	モデル的に実施する主伐と低コスト造林 10ha/年	20,000	20,000
2 次世代森林育成対策事業	再造林、獣害防止施設の設置への支援	森林組合等	50ha/年	6,000	6,000
				26,000	26,000

⑦間伐材の搬出・利用

1 地球温暖化防止対策県産材供給支援	適切な仕分け・寸検・保管等に対する助成	森林組合等	5万 m ³ /年	50,000	50,000
2 間伐材搬出対策(機械化促進)	林業機械のレンタルに対する助成	森林組合等	10組合/年	10,000	10,000
3 間伐材搬出対策(路網整備)	間伐材の搬出利用支援(搬出道)	森林組合等	2千 m/年	20,000	20,000
				80,000	80,000

⑧県民の安心・安全な暮らしに貢献する森林づくり

1 ライフライン等保全対策事業	集落や主要なライフライン(道路、線路、電線等)に接する森林において、倒木の恐れのある危険木及び枯損木を伐採する。	市町	主要地方道沿いの山地災害危険地区付近の危険木の除去を一巡	25,000	25,000
2 道路倒木防止対策事業	県管理道路沿線の危険木伐採	県		25,000	25,000
3 環境林整備事業(防災タイプ)	重要インフラ沿いの森林整備	森林組合等	50ha/年の森林整備、危険木除去	18,000	18,000
4 環境林整備事業(復旧タイプ)	風倒木の伐採整理	森林組合等		18,000	18,000
5 里山リニューアル事業 里山防災・緩衝帯整備	市町が実施する地域の里山の環境整備に対する助成	市町		25,000	25,000
				111,000	111,000

(1)環境に配慮した森林づくり小計				807,500	559,500
-------------------	--	--	--	---------	---------

(2) 県民協働による森林づくり

事業名(仮)	事業概要	実施主体	主な事業目標量	事業費	県民税
--------	------	------	---------	-----	-----

⑨ 県民協働による森づくりの推進

1	森林づくりの啓発ほか		県		18,000	18,000
2	地域森林マッチング事業	県民全体に森林に関わってもらうため、県民に寄り添いよりきめ細かな支援を行うため地域森林マッチングセンターを設置	県	4地域/年	12,000	12,000
3	森林・山村多面的機能発揮対策		団体	20 団体/年	2,500	2,500
					32,500	32,500

⑩ 森林山村活性化の取組

1	「やまの健康」実践支援事業	「やまの健康」モデルの横展開、および、(森林づくりと)農山村活性化の取組を支援(補助)	集落・団体	5地区	10,000	10,000
2	森の恵み活用促進事業		集落・団体	10 地区/年	7,500	7,500
					17,500	17,500

⑪ びわ湖材利用の促進

1	びわ湖材産地証明事業	産地証明制度の運営、啓発	協議会	素材生産量 R7:165,000m3	4,000	4,000
2	びわ湖材製品流通体制強化	びわ湖材製品のコーディネートなどによる流通促進	協議会		8,000	8,000
3	JAS 製品流通体制強化		製材所		1,000	1,000
4	木の香る淡海の家推進事業	住宅の新築、改修、外構の支援	協議会	民間住宅 180 戸/年 非住宅(製品導入含)	70,000	70,000
5	公共建築物利用促進	モデル的な公共建築物のびわ湖材利用促進	市町		20,000	20,000
6	民間建築物利用促進	民間施設におけるびわ湖材利用促進	法人等	30 施設/年	62,000	62,000
7	びわ湖材魅力発信事業	展示会出展、情報発信	県		3,000	3,000
8	森の資源研究開発事業	県産材の製品開発、商品化	団体	3件/年	5,000	5,000
9	未利用材利活用促進事業	木質バイオマス利用促進	森林組合等	4,000m3/年	4,000	4,000
					177,000	177,000

⑫ 森林づくりを支える森林所有者の意欲の高揚

1	森林組合経営管理支援事業	地域の森林づくりを支える森林所有者育成のための取組に助成	森林組合等	所有者数 100 人/年	5,000	5,000
					5,000	5,000

⑬次代を担う人づくりの推進

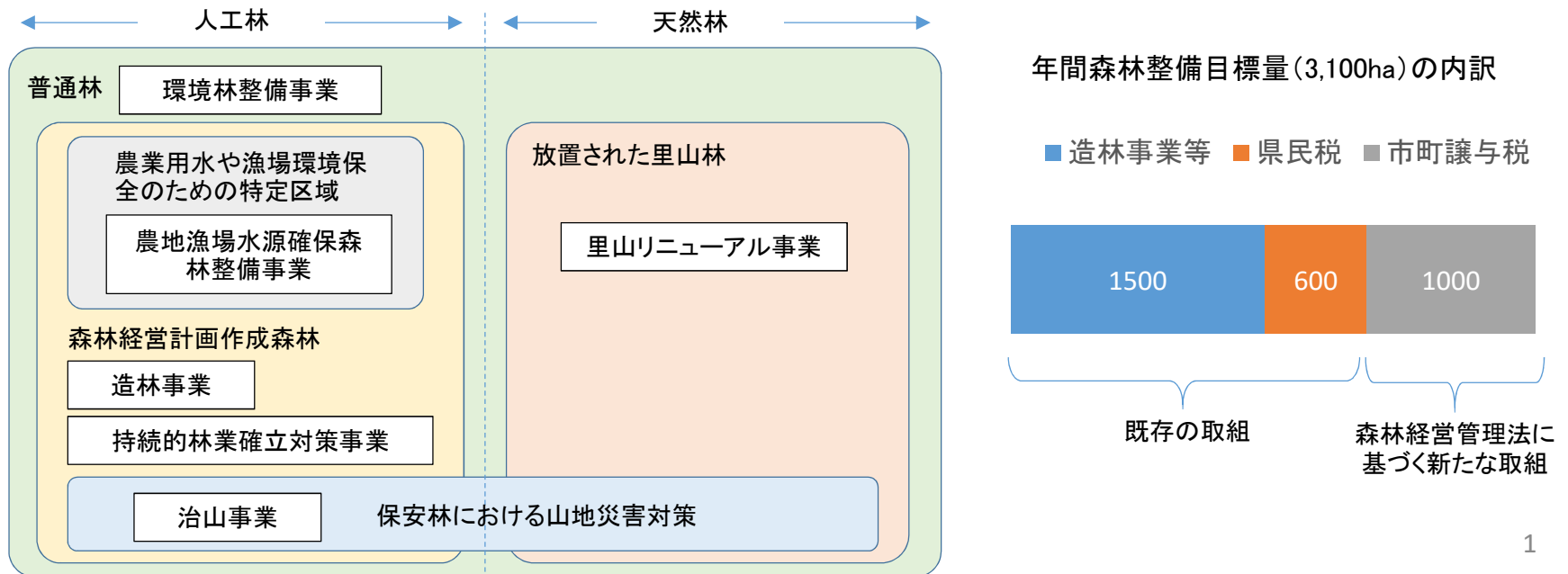
1	幼児森林体験活動支援事業	幼児を対象とした森林体験活動を支援する。	幼稚園、保育所、団体	6地域/年で実践	9,000	9,000
2	幼児森林体験活動指導者研修事業	幼児を対象とした森林体験活動の指導者を養成する。	県		500	500
3	森林環境学習「やまのこ」事業		県、市町	全小学校を対象	130,000	130,000
4	木育推進事業	木育普及啓発、人材育成	県、市町	全市町での取組を支援	3,000	3,000
					142,500	142,500

(2) 県民協働による森林づくり小計					374,500	374,500
--------------------	--	--	--	--	---------	---------

合計					1,182,000	934,000
----	--	--	--	--	-----------	---------

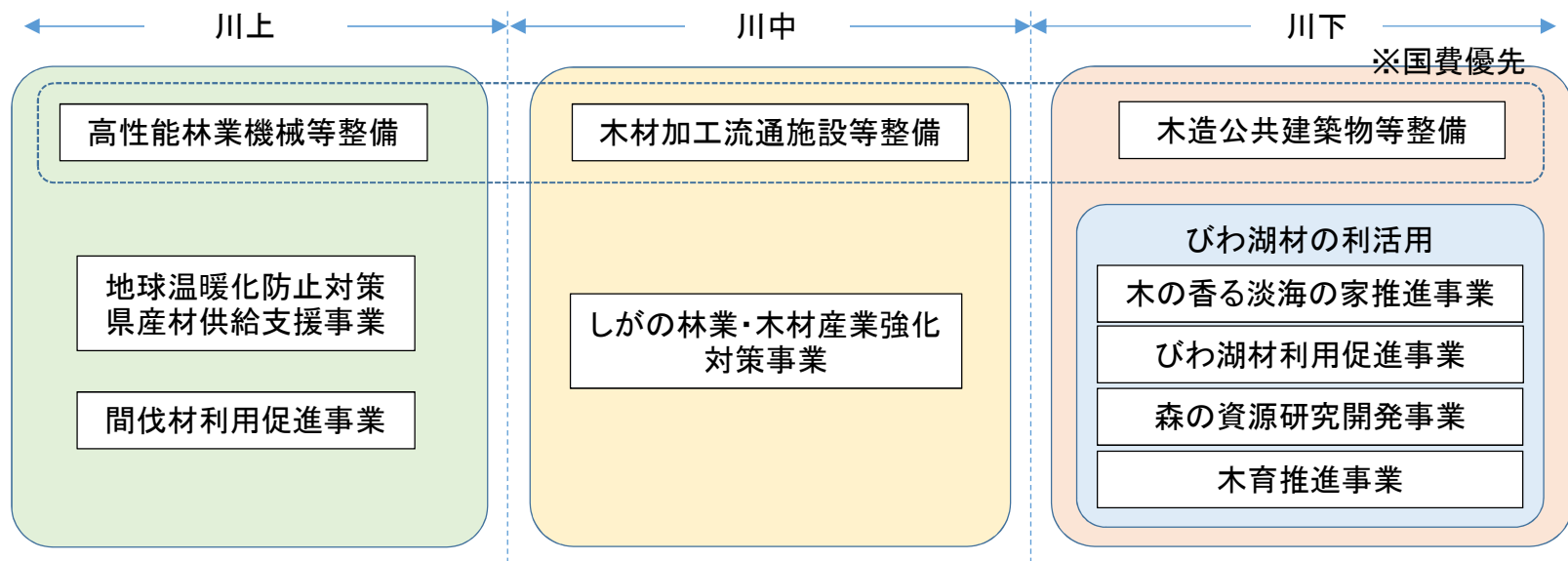
1 森林整備

区分	事業名	目的	事業内容	備考	年間事業量
公共事業 (国庫補助)	治山事業	山地災害対策	ハード整備(治山ダム等)と同時に森林整備を実施(森林整備のみは不可)	保安林整備	1,500ha
	造林事業	林業生産活動支援、森林環境の保全	森林所有者が行う森林施業を支援	森林経営計画作成森林	
非公共事業 (国庫補助)	持続的的林業確立対策事業	林業生産活動支援、森林環境の保全	森林の管理経営を集積・集約化する地域での搬出間伐等の支援	〃	
県民税事業	環境林整備事業	多面的機能の高度発揮	奥地等で手入れが行き届かない人工林を強度間伐し、針広混交林化を図る	森林経営計画が作成できない森林	600ha
	農地漁場水源確保森林整備事業		農業用水の確保等に重要な特定区域において、手入れ不足の人工林を対象に緊急かつ重点的に除間伐を実施	指定区域	
	里山リニューアル事業		放置され荒廃する里山林を手入れし、防災機能や獣害防止機能を高め、安心して利用できる場を提供	天然林整備	
市町譲与税	市町による経営管理等	森林整備等	森林経営管理法に基づき市町が行う森林整備等		1,000ha



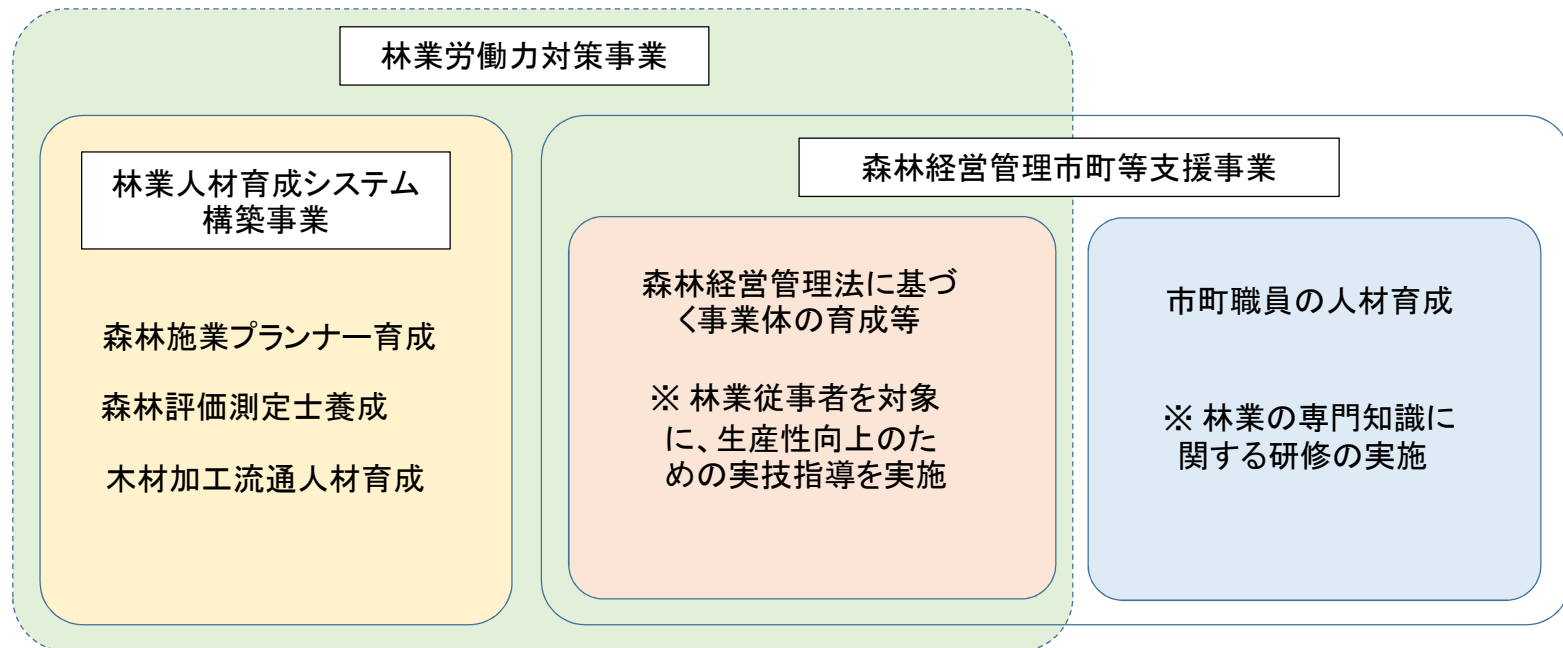
2 木材産業振興、木材利用

区分	事業名	目的	事業内容	備考
国庫補助	高性能林業機械等整備	高性能林業機械導入支援	機械化の促進により木材生産の効率化を推進	(H31事業なし)
	木造公共建築物等整備事業	木造公共施設整備支援	木造公共施設の整備により木材利用を推進	
	木材加工流通施設等整備事業 ほか	加工流通施設の整備支援	製材機などの施設整備により県産材の加工・流通を促進	(H31事業なし)
県単独事業	しがの林業・木材産業強化対策事業	県産材の流通促進	木材流通センターを核とする原木流通促進等への支援	
県民税事業	地球温暖化防止対策県産材供給支援事業	間伐材の搬出・利用によるCO2固定	間伐材の仕分け、ストックへの支援	
	間伐材利用促進事業		高性能林業機械のレンタル導入や搬出道の整備	
	木の香る淡海の家推進事業	びわ湖材(認証された県産材)の活用による地産地消、木材利用への理解の促進	住宅へのびわ湖材利用の支援	
	びわ湖材利用促進事業		公共施設へのびわ湖材利用や木製品の導入支援	
	森の資源研究開発事業		びわ湖材を活用した研究開発への支援	
	木育推進事業		木育の普及啓発	
市町譲与税	—	市町による木材利用等	市町が実施する木製品導入など	



3 林業の担い手育成

区分	事業名	目的	事業内容	備考
国庫補助	林業労働力対策事業	林業労働力の確保・育成、労働安全衛生の推進	林業労働力確保支援センターを中心に行う雇用管理の改善、事業の合理化の推進、労働安全衛生の推進等	担い手基金
県単独事業	林業人材育成システム構築事業	林業の成長産業化を目指し森林組合等の人材育成を行う	<ul style="list-style-type: none"> ・森林施業プランナー育成 ・森林組合評価測定士育成 ・木材加工流通人材育成 	担い手基金
県譲与税	森林経営管理市町等支援事業	森林経営管理法に基づく事業者の育成等	<ul style="list-style-type: none"> ・経営管理法に基づく「意欲と能力のある民間事業者」の育成、人材の確保・育成 ・経営管理法の推進の主体となる市町職員の人材育成 	
市町譲与税	—	市町が行う人材育成等	市町が行う人材育成等	



琵琶湖森林づくり県民税の使途の基本的な考え方等についての意見

令和 年 月
滋賀県森林審議会

森林審議会では、滋賀県知事より「琵琶湖森林づくり基本計画（第2期）の策定について」の諮問を令和元年9月に受け、3回の審議を経て素案について議論してきた。

これまで滋賀県の森林づくりは、平成17年度に施行された琵琶湖森林づくり基本計画（以下「基本計画」という。）に基づき、社会経済情勢の変化に柔軟に対応しつつ推進されてきたところである。

今回検討している基本計画（第2期）では、第1期計画の総括を踏まえ、残された課題や、近年顕在化してきた、気象災害の頻発による風倒木等の被害の増加や森林づくりの基盤となる農山村の活性化などの新たな課題とその解決に向けた施策が盛り込まれており、それらを今後、いかに実効性を保ちながら効果的に取り組んでいくかが、重要な課題である。

一方、国においては、全国的な見地から、森林整備について、新たに森林現場や所有者に近い市町村の主体的な役割を明確化し、公的主体による関与を強化する森林経営管理法が制定されるとともに、これを踏まえて市町村が実施する森林整備等に必要な財源として、森林環境税・森林環境譲与税が創設され、本年度から譲与が開始されている。

県では、森林づくりに係る新たな課題への対応が求められていること、また森林経営管理法、森林環境譲与税の施行を踏まえ、森林環境譲与税は、森林経営管理法の規定に基づき市町が実施する施策の支援等に充てることとし、また、琵琶湖森林づくり県民税（以下「県民税」という。）は、環境重視と県民協働による森林づくりを推進する施策であって、森林経営管理法に基づく市町施策の支援等以外のものに要する経費に充てることとする使途の整理が行われた。

県民税を財源とする施策は着実な効果を上げつつあるが、今後の県民税の使途のあり方は、森林環境譲与税とともに、次期基本計画の実効性の確保を図るうえで、重要な関わりがある。

そのような課題認識を踏まえ、今回の審議会の中で、基本計画の見直しと併せて、県民税の使途の基本的な考え方についても議論を行い、当審議会として以下のとおり意見を付することとした。

なお、県民税の根本的な議論については、森林審議会以外の場で行うことが適切であると考える。

- 1 県民税を活用した事業については、当審議会ですべて毎年点検・評価を行い、全体として着実な成果を上げつつあるものと判断しており、今後も継続して取り組んでいくことが必要と考える。
- 2 森林・林業を取り巻く社会経済情勢の変化に対応するため、現行税制度の考え方を基本としながら、県民税の使途を見直すことについては、必要と考える。
- 3 県民税事業の見直しにあたっては、当初に県民税を導入した哲学を踏まえることが

基本であり、事業の必要性や効果性、公益性が説明できることが不可欠であり、単に財源不足を理由に県民税を充当する事業を拡充すべきではないと考える。

4 基本計画の諸施策の推進・進捗を図るために事業を拡大する際には、県民税事業の趣旨に合致したものとするとともに、県民税事業全体の規模とバランスを考慮するなど取り扱いに注意したうえで、引き続き取り組んでいくことは妥当と考える。

5 上記の項目のほか、県民税の使途について、これまで行われてきた議論を踏まえて、下記の点についてもご留意いただきたい。

- ・ 県民税事業は、環境重視と県民協働の視点から新たに取り組むものであり、従来事業と明確に区分することが重要である。
- ・ 県民税事業を活用した取組を進めるにあたっては、収益に直接関わる部分への助成などは避けるべきである。
- ・ 公的に管理された森林にはそれぞれの目的があり、管理するための税がすでに投入されていることから、その整備等に県民税を充当することは望ましくない。
- ・ 造林公社が管理する森林は、分収林契約による林業経営を目的としていることから、県民税事業の対象にはなじまない。ただし、奥地などの条件不利によって、採算が取れないことを理由に施業を行わない分収林については、この限りではない。